# ラオス人民革命党の体制持続メカニズム

## ――国会と選挙を通じた国民の包摂過程――

やま だ のり ひこ 山 田 紀 彦

#### 《要 約》

近年の比較政治学では、議会、選挙、政党等の民主制度が権威主義体制の持続にどのような役割を果たしているのか、そのメカニズムの解明に関心が集まっている。権威主義体制下の民主制度は単なる飾りではなく、体制存続のための道具として機能しているのである。しかし先行研究の多くが、「複数政党制」や「競争」を前提としてきたため、閉鎖的権威主義である一党独裁体制はほとんど分析対象となってこなかった。本稿は一党独裁体制であるラオスを事例に、明示的/潜在的脅威がほとんど存在しないラオスにおいても、支配政党が国会と選挙を体制維持の一手段として活用していることを明らかするものである。人民革命党は国家や社会への強固な管理体制を確立しながらも、2000年代以降の経済・社会問題の多様化にともなって、国民の政治参加を拡大し、国民の声を国会に反映させることで支持獲得を図ってきた。そして党は国会がそのような機能を果たせるよう、選挙を戦略的に活用している。このような国会と選挙の連関は、過去5回の国会議員選挙を分析することで裏付けられる。党は国会の位置づけの変化にともない候補者の属性を変化させ、「ほぼ」意図通りの国会を形成しているのである。国会と選挙が体制維持に果たす役割は、これまでの権威主義体制研究が示してきた知見とは異なっているが、一党独裁体制でも「名目的民主制度」が体制維持にとって重要な役割を果たしていることには違いないのである。

はじめに

- I 先行研究と本稿の位置づけ
- Ⅱ 人民革命党の国家・社会管理メカニズム
- Ⅲ 国会の変遷過程
- IV 選挙が果たす役割 おわりに

#### はじめに

近年の比較政治学では、議会、選挙、政党等の民主制度が権威主義体制の持続にどのような 役割を果たしているのか、そのメカニズムの解 明に関心が集まっている(注1)。Gandhi [2008] が指摘するように、権威主義体制下の民主制度は単なる飾りではなく、体制存続のための道具として機能しているのである(注2)。そして同様の事例は、体制への明示的/潜在的脅威がほとんど存在しないラオスのような一党独裁体制でもみられる(注3)。ラオス人民革命党にとって支配体制の維持はもっとも重要な課題であり、そのために党はさまざまな手段を講じている。そのひとつが国会改革であり、それを補完するた

めの選挙である。ではなぜ、人民革命党は国会や選挙を体制維持の一手段として活用しているのだろうか。そして、それはどのようなメカニズムで機能しているのだろうか。これが本稿の基本的問題関心である。

ラオスでは1975年以降、マルクス・レーニン 主義政党である人民革命党の一党独裁体制が続 いており、今では党による国家と社会への強固 な管理体制が整備されている。しかし一党独裁 体制であっても、暴力が支配における唯一の手 段である場合を除けば,体制を維持するために は経済開発や政治制度改革等を通じて、国民の 積極的/消極的支持を獲得する必要がある [Ezrow and Frantz 2011, 55]。特に旧ソ連や東欧の 社会主義体制が崩壊して以降、経済開発を進め 政治制度改革を実施することは、残存する社会 主義体制にとっての共通課題となった。人民革 命党も例外ではなく、1990年代に入ると市場経 済化による経済開発を本格化させ、政治制度改 革にも着手した。その一環として国会改革も実 施され, 国民統合の象徴であり, また党の政策 を追認するゴム印機関であった国会は、徐々に 立法機関としての役割を担うようになった。そ して2000年代に入り、経済格差や土地問題、ま た党や国家幹部の汚職等,経済発展の負の側面 が顕在化し国民の不満が高まると, 人民革命党 は国会改革を通じて国民の政治参加を拡大し, 地方の声を国会に反映させる仕組みを整えた。 つまり1991年に地方議会が廃止されて以降、唯 一の代表機関となった国会を改革することで, 国民の支持獲得を目指したのである。

一方選挙は、国会がそのような機能を果たせるよう支えるため、戦略的に活用されてきたといえる。ラオスでは1992年以降ほぼ5年ごとに

国会選挙が行われている(注4)。詳細は第IV節で述べるが、一党独裁体制であるため、当然党の意向に反する人物は候補にすらなれない。言い換えれば、党は候補者選定段階で自らの意向を反映させることができるのである。したがって国会改革にともなって、選挙における党の操作にもそれを補完し支えるような変化が観察できるのではないだろうか。つまり党は、国会改革と選挙を連関させ、体制維持の一手段として活用していると考えられるのである。

以下第 I 節では、近年の権威主義体制研究を 議会と選挙の役割を中心に振り返り、その上で 本稿の位置づけを示す。第Ⅱ節では、人民革命 党の統治メカニズムについて論じる。スナイ ダーが指摘するように、基本的な統治メカニズ ムを把握することなしに、選挙や議会にだけ注 目しても意味はない [Snyder 2006, 220] (注5)。特 にラオスでは党が政治の中心であり、選挙と議 会はあくまで党支配を補完する2次的存在でし かない。したがって党の国家・社会管理体制を 理解して初めて,選挙や議会がもつ意味を明ら かにできる。第Ⅲ節では、建国から今日までの 国会の変遷を跡づける。人民革命党は経済・社 会状況の変化に合わせ、時代とともに国会の位 置づけを変化させてきた。1970~80年代は国民 統合の象徴として、1990年代は立法機関として、 そして2000年代は国民の意見を反映させ不満を 解消するため, 国会を「国民の権利と利益の代 表機関」として位置づけてきたのである。第Ⅳ 節では、1992年から2011年までの計5回の選挙 を分析し、意図通りの国会を構築するため党が どのように選挙を活用してきたのか、国会改革 と選挙の相関関係を検証する。検証は以下の手 順で行う。まず、選挙制度と候補者選定過程を

概観し、候補者選定段階で党による操作が可能であることを確認する。次に、5回の選挙の候補者を属性別に分類し、国会が国民統合機関として幅広い層を代表するよう党が操作を加えていることを裏付ける。その上で、その時々の方針を反映させるため、党が選挙ごとに構成の一部を変化させていることを明らかにする。特に2006年の第6期選挙では国会に地方の声を反映させる目的で、そして2011年の第7期選挙では選挙区での議員活動を活発にし、より末端レベルの意見を反映させる目的で、党が候補者選定を行ったことが観察できよう。最後に、これまでの権威主義体制研究との比較を通じて、ラオスの事例がもつインプリケーションを示すことにする。

## I 先行研究と本稿の位置づけ

冒頭に述べたように、近年の比較政治学では 民主制度が権威主義体制の持続にどのような役 割を果たしているのか、そのメカニズムの解明 に関心が集まっている。そして同様の関心は中 国、ベトナム、ラオス等の一党独裁体制にも向 けられつつある(注6)。しかし、体制持続のメカ ニズムを詳細に分析するとなると、先行研究の 多くが「複数政党制」と「競争」を前提として きたため、一党独裁体制はほとんど分析対象と なってこなかった。

たとえば Schedler [2006, 3] は、定期的かつ 競争的な複数政党選挙が実施されるものの、自 由や公平といった自由民主主義の原理が侵され る体制を「選挙権威主義」と定義し、権威主義 体制の持続における「選挙」と「競争」の重要 性を指摘した。また、選挙や議会を直接の主題 とした研究ではないが、近年の代表的な権威主 義体制研究である Levitsky and Way [2010] は、 競争的選挙と民主的手続きの侵犯が共存する体 制を「競争的権威主義」と名付けた(注7)。そし てそのような体制の持続は、西側とのリンケー ジや組織的権力の強さによって左右されると指 摘する [Levitsky and Way 2010, 5]。 したがって、 ラオスのような一党独裁体制は、「選挙権威主 義」や「競争的権威主義」の分析からは外れる ことになる。

Ezrow and Frantz [2011, xiv] が指摘するよう に、一党独裁体制の分析には常に情報やデータ の制約がつきまとい、仮説の検証が難しいとい う問題がある。しかしダイアモンドは、中国等 の「政治的に閉ざされた体制」も程度の差はあ れ民主と非民主の「混合」であり(注8)、選挙以 外の部分で「競争的権威主義システム」が誕生 する可能性を否定しない [Diamond 2002, 33] (注9)。 またスナイダーは、民主制度を有する権威主義 体制のみが強調され、民主的特徴をもたない 「閉鎖的権威主義体制」に対してこれまでの知 見が活用されていないと指摘する [Snyder 2006, 224-225]。つまり、これまでの知見の適用可能 性を考慮しつつ, 一党独裁体制が持続するメカ ニズムを解明することは、権威主義体制研究に おける課題なのである。では、これまでどのよ うな知見が蓄積されてきたのだろうか。以下で は、本稿のテーマである議会と選挙に関して3 つの代表的な研究を概観する。

Magaloni [2006] は、メキシコの制度的革命党 (Partido Revolucionario Institucional: PRI) を事例に、ヘゲモニー政党が選挙を通じていかに体制を持続させてきたかを明らかにしている。マガローニによると、ヘゲモニー政党体制の選挙

には大きく4つの機能的役割がある。第1は, 選挙が与党幹部間の権力分有手段として機能す ることである。幹部はいかに選挙で党に貢献し たかによってポストを得られるため、体制の維 持に利害を見出すことになる。第2は、選挙が 体制の強度を示す手段として機能することであ る。与党は圧倒的大差で勝利し、体制への挑戦 が無駄であるとのイメージをつくり出すことで, 反対勢力間の協力を阻止し、また党内エリート の離脱も防ぐことができる。第3は、選挙が体 制の不/支持者に関する情報を, 地理的分布を 含め提供することである。その情報に基づき与 党は、支持者には公共財へのアクセスを提供す ることで報い, 不支持層はその利益分配メカニ ズムから除外する。第4は、一部野党に一定の 議席を付与し体制側に取り込むことである。そ うすることで体制に忠実な野党を生み出し、ま た野党間の結束を阻止することができる [Magaloni 2006, 8-10]。つまり PRI は選挙を通じ て, 与党内の結束を高めるとともに党内外から の脅威を軽減させ、また利益供与により市民の 支持を調達し,一部野党を取り込むことで体制 を維持したのである。

一方 Gandhi [2008] は,反対勢力による体制への挑戦を阻止し,また一部を体制に取り込むには,議会や政党を通じた利益配分や政策的譲歩が必要だと主張する。支配者は議会や政党を通じて反対勢力の政治的選好を把握し,それに応じて政策的譲歩を行う。反対勢力にとっては,限られた範囲であっても議会や政党を通じて政策決定過程に影響を及ぼせるため,体制に参加するインセンティブが生まれる。つまり議会や政党は,支配者と反対勢力が互いの政治的選好を表出し,合意や譲歩を行う場として機能する。

そして支配者は、その制度を通じて反対勢力を 体制に取り込む (co-opt) のである [Gandhi 2008, xvii-xxiv]。

以上の知見を、一党独裁体制であるベトナムに適用したのが Malesky and Schuler [2010] である。彼らはベトナム国会を事例に、議員の属性と国会での質問内容の相関関係を分析した(注10)。そして、共産党管理下で地方ノミネートの専従議員が増え、その専従議員が積極的に政府批判を行い、地方問題を取り上げ選挙区に応答していることをもって、ベトナムでも「取り込み理論」(cooptation theory)と同様の行動が観察できると結論づける [Malesky and Schuler 2010, 493, 500]。

しかし、「競争」と「複数政党制」を前提に 得られた知見を、一党独裁体制にそのまま適用 することには注意が必要だろう。たとえば Gandhi [2008] は、野党等の明確な反対勢力と ともに潜在的反対勢力を取り込み対象としてい る。また取り込み対象を地方エリートや地方名 士とした Boix and Svolik [2007]、社会のより大 きなグループとした Gandhi and Przeworski [2007] も、明示的または潜在的な脅威を前提 としている。

一方、ベトナムでは国会議員の90パーセント以上が党員であり、非党員であっても党の意向に反する人物が候補となれない選挙制度である [Malesky and Schuler 2010, 493]。つまり、国会議員には明示的または潜在的な反体制派はいないことになる。にもかかわらずマレスキーとシュラーは、ベトナムに「取り込み理論」(cooptation theory)を適用する [Malesky and Schuler 2010, 493, 500]。これは彼らが「取り込み」を、政権中枢以外のグループに政策決定過程における発

言権を付与すること、と広く理解しているためである。しかし、仮に地方ノミネートの専従議員が明示的/潜在的脅威だとしても、発言権の付与をもって「取り込み」といえるだろうか。マレスキーとシュラー自身が認めるように、給与が低く予算配分に対してほとんど権限をもたないベトナムの国会は、レント分配手段としては機能していない「Malesky and Schuler 2010、484」。したがって、先行研究のいう「取り込み」理論をベトナム議会に適用することには一定の留保が必要といえる。

つまり、体制維持という同じ目的であっても、一党独裁体制では議会と選挙の活用方法が「選挙権威主義」や「競争的権威主義」とは異なっていると考えられる。そうであれば、体制維持という同様の効果を生み出すため、一党独裁体制はどのように議会と選挙を活用しているのだろうか。

一党独裁体制における議会と選挙の機能は、政策立案や経済・社会問題の解決に必要な社会情報の獲得だと考えられる。中国、ベトナム、ラオスの3カ国では、経済開発が進み社会が変容するなかで、国民の要望や社会情報を迅速に把握し政策に反映させる必要が生まれた。問題への不適切な対応は、国民からの抵抗を生む可能性を秘めているからである。ただ、党と国家の分離という政治改革方針から、その役割を党機構に期待することは難しい。そこで、国民の代表である議会や議員を活用した情報収集メカニズムが考えられたといえる(注11)。

一方選挙は、情報収集という議会機能を支える役割を担っている。党は経済・社会状況から どの種類の情報が必要かを判断し、それに基づ いて選出母集団の属性を変更する。ただし、議 員が適切な情報を獲得し、国民の代表という正 当性をもって情報伝達機能を果たすには、国民 に信頼される人物が公正に選出される必要があ る。したがって、党は候補者選定段階で操作を 行うことはあっても、露骨に結果を操作するこ とはないといえる。

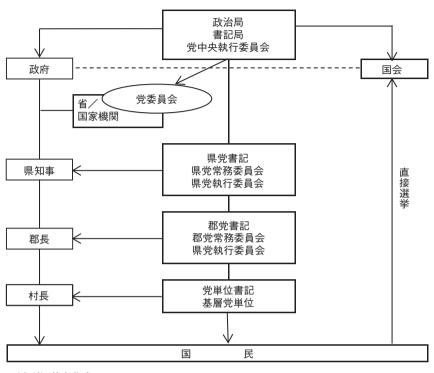
以下, ラオスでは国会改革と選挙が連関し, それが体制持続メカニズムとして機能していることを実証していくが, その前提作業として次節では, 人民革命党の国家と社会への管理メカニズムを確認する。

## Ⅱ 人民革命党の国家・ 社会管理メカニズム

憲法第3条は、「諸民族人民の国家の主人たる権限は、ラオス人民革命党を中核とする政治制度の活動により行使され、保障される」と定めている [Saphaa haeng saat 2003, 2]。また党規約はその前文で、党はラオス労働者階級の最高政治組織であり、全ラオス人民の代表であり、国家の指導機関であると定義している [Kot labiap khoong phak pasaason pativat lao samay thii IX 2011, 1-6] (注12)。つまり党はラオス政治の中心であり権力の源である。したがって、国家や社会に対する党管理メカニズムを把握することが、ラオス政治を理解する基礎となる。そして、議会と選挙が体制の持続に果たす役割も、その文脈の中で理解する必要がある。

党による国家への指導・管理方法は大きく3 つある。国家機関内に党組織を設置し内部から 指導すること、党が国家に命令を下すこと、そ して、党幹部が国家幹部を兼任し党が国家幹部 の人事管理を行うことであり、「内部統制・外

図1 党と国家の関係



(出所) 筆者作成。

部統制・人事権の独占」と呼ばれる [渡辺 1995, 231-232]。したがってラオスは、党と国家がかなりの程度重なり合っている党=国家体制である(注13)。以下、外部統制、内部統制、人事権の独占の順にみることにする。

図1は、党と国家の関係を示している。党規 約では、党の最高権力機関は5年に1度開催さ れる党大会となっているが(第8条)、国家の 基本方針は党中央執行委員会で協議され、重要 事項は実質的な最高権力機関である政治局で決 定される(注14)。政府と国会は党の方針を具体的 な政策や法律に転換し、かつ実施する機関と位 置づけられている。したがって両機関は、党か らみれば同等かつ協力関係にあり、党よりも下 位に置かれる。党と国家の関係は地方も同様で ある。

ラオスの地方行政級は県、郡、村の3級に分かれている。県には国家主席の任命により県知事が、また郡には首相の任命により郡長が置かれている。村長は村人による直接選挙で選ばれるが、場合によっては郡長により任命される。そして中央と同様に、各行政級には指導・管理機関として党組織が設置されている。たとえば県には県党執行委員会が置かれ、県知事を指導・管理する(注15)。県レベルの実質的な最高権力機関は、県党執行委員会から選出される党常務委員会であり、トップには県党書記が置かれている。構成員は県によって異なるが、主に県党書記や副書記、副知事、軍・警察代表、また、党組織や大衆組織の長等である(注16)。党執行委

員会は常務委員に加え、部門(セクター)組織や大衆組織の長が委員となっている。郡の組織構造も基本的には県と同じである。なお、地方人民議会は1991年の憲法制定の際に人民行政委員会(=地方政府)とともに廃止されている(注17)。したがって、現在は国会が唯一の議会となっている。

一方、村には党単位という末端党組織が置かれ村長を指導する。党規約第23条は、3人以上党員がいれば基層党組織を設立でき、人数に満たない場合、党員は近隣の党組織に参加すると定めている [Kot labiap khoong phak pasaason pativat lao samay thii IX 2011, 54-56]。一般的には以上のように、各行政級に置かれた党組織が外から国家行政機関を指導・管理しているのである。

内部統制は、すべての国家機関と社会・大衆 組織内に党組織を設置することで実施される。 国会も例外ではない。たとえば省庁では、大臣 や副大臣等の省指導幹部によって構成される党 委員会を頂点に、各部局にも3人以上党員がい る場合は基層党組織が設置されている(注18)。さ らに党員数が多い場合は局内の課単位でも党組 織が置かれる。つまり同一機関内に複数の党組 織が層を成して形成され、各レベルで内部から 国家機関を指導・管理するのである。地方も同 じ構造だが、県や郡に設置されている省庁出先 機関内の党組織は, 省庁ラインの党委員会では なく, 当該行政級の党執行委員会の管理下に置 かれる。つまり、行政ルートの中央集権的管理 体制と並列して, 党による中央管理体制が確立 していることになる。

以上の外部,内部統制に加えて,党幹部が国 家幹部を兼任することで党の国家への指導・管 理を徹底している。2011年3月に選出された第 9期党中央執行委員61人には、政府閣僚29人のうち19人、県知事は17都・県のうち16人が含まれている(注19)。また県知事は県党書記を兼任しており、党と行政のトップを同一人物にすることで党の指導・管理を確実にしている(注20)。県や郡の部門組織や大衆組織の長も、ほぼ全員が当該行政級の党執行委員を兼任し、さらに、局長等の行政機関の管理職もほとんどが所属組織内の党幹部である。このように党と国家機関の幹部は高度に重なり合っている。つまり党幹部でなければ国家機関で昇進できず、利権にアクセスすることができない仕組みなのである。そうであれば、党幹部が人民革命党体制から退出する可能性は極めて低い。

一方党は、社会を指導・管理する体制も整え ている。政治,大衆,社会組織を統括する組織 として, ラオス国家建設戦線が中央から村まで 置かれ、国民の多くは建設戦線傘下の大衆組織 である女性同盟,人民革命青年団(注21),労働連 盟,退役軍人協会等の大衆組織,またその他の 社会組織に加盟している。たとえば、国家機関 に勤める女性であれば職場にて,女性同盟,青 年団, 労働連盟等に加入し, 男性であれば青年 団と労働連盟に加入する等,多くは複数の組織 に加入する。労働連盟を除き女性同盟, 青年団, ネオホーム (建設戦線の末端組織) は村レベル にも設置されており、国家機関や企業に属して いない農民等は自身の村で加入している。つま り国民の多くはいずれかの社会・大衆組織に所 属し、その組織は党の指導・管理を受ける国家 建設戦線の傘下に置かれるため、党員であるか 否かにかかわらず間接的に党の管理を受けるこ とになる。

以上から, 人民革命党は国家と社会に対する

指導・管理体制を中央から末端まで確立していることがわかる。そうであれば党が体制を維持することは容易であろう。特にラオスの場合,体制に脅威となる反体制組織が国内だけでなく国外にもほとんど存在せず,反体制活動が起きる可能性も低い。また,これまでの反体制活動に対する党の強権的対応をみれば(注22),体制への挑戦には多大なコストと犠牲をともなうことを国民も理解している。では,体制への明示的/潜在的脅威がほとんど存在しないにもかかわらず,人民革命党はなぜ国会や選挙を体制維持の一手段として活用しているのだろうか。次節では,経済・社会状況の変化とそれにともなう国会の変遷過程を跡づけることで,その理由を明らかにする。

## Ⅲ 国会の変遷過程

## 1. 国民統合機関, ゴム印機関, 立法機関

1975年12月2日, 王制を廃止し人民民主共和国の建国を宣言した全国人民代表者大会において, 45人から成る最高人民議会が任命された(1991年に国会に改称)。最高人民議会の役割は憲法草案を研究し必要な法律を制定すること,そして民族間の団結を形成することであった[Eekasaan koongpasum phuuthaen pasaason thua patheet 1976, 48-50; National Assembly of the Lao PDR and UNDP 2000]。

しかし憲法は1991年8月まで制定されていない。その間必要な「法律」は、党の文書や閣僚議会(=政府)の「法律」、また「令」として公布され、最高人民議会は1980年代後半までほとんど法律を制定しなかったのである。手元の資料から判明している1983年から1991年までの

会期日数の平均も3.3日と短く(注23),立法機関として機能していたとは言い難い。国会組織・職員局での聞き取りでも、最高人民議会の役割は諸民族から代表を選出し民族団結を図ることであった(注24)。つまり1970~80年代の議会は、主に国民統合機関としての役割を担っていたのである。

1989年に建国後初の国政選挙が行われ,第2期最高人民議会が発足した。いわゆる制憲議会である。その後第2期最高人民議会は1991年8月に憲法を制定するまで,刑法,外国投資管理・奨励法,所有権法等いくつかの法律を制定した。1980年代後半から本格化した市場経済化への対応である。しかし議会が実質的な審議を行ったわけではない。たとえば1990年11月に開催された第2期第5回最高人民議会は,会期6日間(11月24~29日)で7つもの法案を可決した(注25)。つまり議会は国民統合としての役割に加え,実質的審議を行わず党の政策を追認する「ゴム印機関」でもあった。

変化が現れるのは、政治制度改革が課題となった1991年3月の第5回党大会以降である。 しかし党大会で明言されたように、政治制度改革はあくまで党支配体制の維持が目的であった。 党大会政治報告でカイソーン党書記長(当時) は次のように述べている。

「(中略) これは、この政治体制を他の政治体制に転換しなければならないということを意味しない。それは、各構成機関の役割と任務を明確に定め、それに基づいた人民民主主義政治制度における組織改革であり、その作業様式の改善である。党の役割と指導能力の向上を確かなものにし、国家機関による管理、統制における権威を高め、同時に大衆組織の

役割を拡大することにより、政治制度とその 構成機関が持続的かつ調和して正しく活動す ることである」[Kaysone 1991, 41]。

最高人民議会については, 立法機関であり行 政と司法の監督機関と位置づけられ、憲法や法 律の制定が当面の任務とされた [Kaysone 1991, 42]。つまり国会改革は、体制維持を目的とし た政治制度改革の一環として始まったのである。 1996年の第6回党大会では、法律の制定や経 済・社会開発計画作成における能力向上に加え, 「法治」概念が強調されるようになった[Eekasaan koongpasum nyai khang thii VI khoong phak pasaason pativat lao 1996, 52]。これは同大会において, 「2020年までに最貧国を脱却する」という国家 目標が掲げられたことが背景にある。つまり, 外資を呼び込み経済開発を推進し, 近代国家と して成長するには、「党治」ではなく「法治」 が重要になったことを意味する。そして市場経 済化が本格化し「法治」の重要性が高まったこ とで、1990年代の国会は立法機関として、「法 治」の中心的役割を担うよう期待されたのであ る。1990年代に開催された国会の会期日数は平 均9.8日となり、法律も次々に制定されていっ た<sup>(注26)</sup>。

## 2. 「人民の権利と利益の代表機関 |

国会に国民統合機関,ゴム印機関,立法機関以外の新たな役割が付与されるのは,2000年代に入ってからである。党は2001年の第7回党大会において,国会の役割や能力向上とともに,国会議員と国民の密接な関係を構築するとの方針を掲げた [Eekasaan koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaason pativat lao 2001,47]。この背景には,1997年に発生したアジア経済危機の

影響により経済が低迷し、政治、経済、社会情勢が不安定になったこと、そして経済発展にともない徐々に経済格差や汚職等の問題が顕在化したことがある。

ラオス経済は1998年に前年の6.9パーセント 成長から4パーセント成長に落ち込んだ。通貨 キープも1997年から1999年にかけて690パーセ ント下落し、インフレ率も1999年には128パー セントを記録した [鈴木 2002, 262-263](注27)。こ れにより特に都市住民や公務員は大打撃を受け, 1999年10月には経済悪化に端を発する不満から、 教師や学生を中心とするグループが民主化デモ を行った。デモ隊は開始と同時に取り押さえら れ指導者は逮捕, 拘留されたが, 国民の直接行 動が指導部に与えた影響は大きかった「山田 2002,135]。また、2000年からの数年間は断続 的に爆弾事件が続いた。市場経済化に着手して 以降, 党支配の正当性を支えていた政治的安定 と経済発展が揺らいだのである。そしてこの頃 から,国会を国民の「代表機関」として機能さ せようとの考えが強まってくる。

このような党の考えは、2003年の憲法改正の際に明確に示された。1991年憲法は国会を人民の代表機関であり(第4条)(注28)、国家の基本的問題を決定する立法機関(第39条)と定めていた[Saphaa pasaason suunsut 1991, 12]。 それが2003年の改正憲法では、国会は立法機関に加えて「諸民族人民の権利と利益の代表機関」(第52条)となった[Saphaa haeng saat 2003, 19]。国会が誰を代表し、また何を代表するのかが詳細に記され、国会の位置づけがより明確になったのである。つまり国会は、ラオスのすべての民族を代表し、彼らの「権利と利益」を保護する役割を付与されたことになる。実際、憲法改正

以降の国会はそれまでと異なり、審議に時間をかけ、議員による政府閣僚への質問も徐々に増え始め、国政問題だけでなく地方や末端の村レベルの問題も話し合われるようになった。憲法改正以降2012年までの国会の平均会期日数は18日となり、1990年代の約2倍となっている(注29)。

なかでも国会改革の転機は、2005年5月に行われた第5期第7回国会である。前年の第6回国会での提案を基に、今国会から国民の意見を直接聴取できるホットラインが設置された(注30)。国会会期中に限り専用電話回線が設けられ、国民は国会に対し自由に意見を言えるようになったのである。翌年には私書箱、ファクス、E-mail アドレスが追加され、意見伝達手段が多様化した。国会組織・職員局での聞き取りによると、2000年代に入り経済・社会問題に対する関心だけでなく、国会審議を中継することで国会への関心も高まり、国民が国会を彼らの「手段」と認識するほど意識が高まったことがその背景にある(注31)。

ホットラインで寄せられた意見は事務局でまとめられ、国会で紹介されるとともに、各議員には意見を集約したリストが配布される。議員は重要と思われる意見を国会の場で取り上げ、政府関係機関に問題解決を促す。またそれとは別に、国民から寄せられた意見や要望は国会事務局がまとめた後、政府官房を通じて関係各機関に送られる。そして国会議員は配布リストを基に、自身の選挙区の問題が解決されたかどうかフォローアップを行うのである[Vientiane Times December 29, 2006; July 14, 2008; July 1, 2010; July 5, 2012]。

ホットラインは2006年から実質的に機能し 始め、国民から寄せられた意見に対し国会や政 府が対応するようになった。たとえば2006年12月の第6期第2回国会では、トーンバン公安大臣がホットラインを通じて国民から寄せられた意見に対して答弁を行った。大臣は、警察が不適切な車両検問により罰金を徴収しているという国民の苦情に対して、警察であっても違法行為は取り締まりの対象となり適切な対応をとるよう指示したと述べた[Vientiane Times December 15,2006]。2007年6月の第6期第3回国会では、セコーン県における教師への給与遅払い問題が取り上げられた。そしてその2週間後には県行政が対応し問題解決が図られている。県行政側は国会の圧力を否定しているが、国会審議が影響を与えたことは間違いない[Vientiane Times July 3, 2007]。

表1は,第6期国会(2006~2011年)で発言した議員の氏名や属性,発言内容等を,新聞報道からまとめたものである。限定的なデータではあるが,表からは新人議員と県指導幹部が積極的に発言し,かつ選挙区の問題だけでなく国政問題についても取り上げていることがわかる。また地方選出の議員だけでなく,中央選出議員も選挙区の問題を取り上げている。選挙制度については次節で詳述するが,議員は中央機関に所属し国家選挙委員会から選挙区を割り当てられる中央候補者と,地方機関に所属し地方選挙委員会から選出される地方候補者に分かれている。つまり,選挙区とは関係が薄い議員も選挙区の問題を取り上げているのである。

たとえば、2010年の第6期第9回国会では、 第14選挙区サラワン県選出のターウォーン議員 が、県内の多くの人々は経済発展の恩恵を受け ておらず、特に同県タオイ郡とサムアイ郡の貧 困は変わっていないとし、政府に開発政策の再

表1 第6期国会での議員による質問事項

	選挙区	役職 1)	中央/ 地方 <sup>2)</sup>	現職/	選挙区の問題	国家全体の問題
2006年第6期第2回国会	<b>国会</b> (12月11~27日)					
ンムピアン・サイニャデート	首都ヴィエンチャン	アポーングループ会長・ ラオガーメント社長	地方	辮	予算権限の地方への移譲 について	
ソムワンディー・ナーターウォン	首都ヴィエンチャン	首都党常務委/ 宣伝· 訓練委員長	地方	攃		商業銀行への国内企業の参入を 促進するための資本登録額の引 き下げについて
ウンケオ・ウティ ラート	ルアンナムター県	国会研究·総括局長	中	첉	土地問題について	
ウーサワン・ティアンテープウォンサー	ポンサリー県	青年ビジネス協会会長	中	攃	公務員の待遇改善と, 地 方教師の給与問題につい て	商業銀行への国内企業の参入を 促進するための資本登録額の引 き下げについて
ドゥワンディー・ウッタチャック	ヴィエンチャン県	国会文化·社会委員会副 委員長	中	須	県農林部門職員の知識不 足問題について	
ポーンペット・キウラウォン	キコーン県	県党常務委/県副知事	地方	桊	中央から県への予算配分 問題について	労働法改正審議における国内貿 易企業の保護問題について
クケオ・アッカモン ティー	サワンナケート県	国会法務委員会副委員長	中	須	労働時間短縮問題につい て	
ジーカムタート・ニーターラーイ	チャンパーサック県	チャンパーサック大学学長	地方	凝		商業銀行への国内企業の参入を 促進するための資本登録額の引 き下げについて
2007年第6期第3回国会(6月18	$\sim$ 7 $\upmu$ 3	(H				
スワンペン・ブッパーメウォン	首都ヴィエンチャン	女性の進歩のための国家 委員会事務局長	中中	道	貧困層のローン問題につ いて	国民から寄せられた意見への対 応について

氏名	選季選	役職 1)	中央/地方地方	現職/新人	選挙区の問題	国家全体の問題
ターウォーン・タンダーウォン	サラワン県	最高人民検察院副院長/ 軍事検察院長	中央	養		検査部門の権力不足について
メークサワン・ポムピタック	チャンパーサック県	県党常務委/県党・政府 検査委員長	地方	Ή	県内木材不法伐採問題に ついて	木材不法伐採問題について
ワットサリー・コートヨーター	アッタプー県	<b>県党副書記</b>	地方	辦	県内貧困層のローン問題, 木材伐採問題について	パブリックミーティング開催に ついて
ソムワン・タムマシット	アッタプー県	公安省警察総局副局長	中央	兼		警察と国民との関係について
2007年第6期第4回国会	国会 (12月5~26日)					
ソムワンディー・ナーターウォン	首都ヴィエンチャン	首都党常務委/首都宣伝· 訓練委員長	地方	兼	火災対策としての非常口 の設置について	
ウーサワン・ティアンティアンテープウォンサー	ポンサリー県	青年ビジネス協会会長	中	滌		企業による労働者への給与遅払いを理由に労働組合が労働拒否の命令を指示することは法律違反であるという問題について
ブアパン・リーカイ ヤー	シェンクワン県	労働・社会福祉省年金局 長代行	中央	歉	土地コンセッションの住 民への影響について	
シンカム・ポムマラット	ルアンパパーン県	県党執行委/県情報・文 化部長	地方	兼	木材伐採割当量について	
カムチャン・サクンタワ	ポンサリー県	第2選挙区国会事務所長	地方	兼	県内の市場でおきた火災 について	火災における責任問題について
アー・ンジ・ドインン・ル	サイニャブリー県	第7 選挙区国会議員団常 任	地方	爼	土地分配問題について	土地の許認可権を郡から剥奪す ることの弊害について
カムプーイ・パンタチョーン	サワンナケート県	<b>県党常務委/県副知事</b>	地方	選	子供の体育教育について	

<b>大名</b>	選挙区	役職1)	中央/ 地方 <sup>2)</sup>	現職/新人	選挙区の問題	国家全体の問題
ティー・ポムマサック	サワンナケート県	農林副大臣	中	兼	土地収用に関する補償額 と村民の権利について	土地問題について
メークサワン・ポム ピタック	チャンパーサック県	県党常務委/県党・政府 検査委員長	地方	須		スポーツくじから得られた利益 の使途について
2008年第6期第5回国	国会 (2008年7月7~26日)	(田9				
スワンペン・ブッパーメウォン	首都ヴィエンチャン	女性の進歩のための国家 委員会事務局長	中	道		政府予算の情報・文化部門への 拡充について
カムウェーオ・ツーコートチェンッスコートチェンッスコー	カムアン県	公安省警察総局副局長	中	攃		政府予算の貧困削減や地方開発 への拡充について
カムプーイ・パンタチョーン	サワンナケート県	<b>県党常務委/県副知事</b>	地方	润	名称変更を拒む少数民族 の名称保護について	
シンカム・コンサワン	ヴィエンチャン県	県党常務委/県計画・投 資部長	地方	辮		手工業セクターへの低利子融資 について
2009年第6期第7回国	国会(6月22~7月9日	(H				
カムチャン・サクンタワ	ポンサリー県	第2選挙区国会事務所長	地方	辮	農家と外資の間の土地問 題について	
2010年第6期第9回国	国会(6月14~30日)					
ウーサワン・ティアンテープウォンサー	ポンサリー県	青年ビジネス協会会長	中	兼		土地問題について
チャンスック・ブンパチット	ボケオ県	党中央検査委副委員長	中	桊	国家機関が許可なく職員 に土地使用権を付与して いる問題について	

田名 田名	国泰区	役職1)	中央/地方20	現職/新人	選挙区の問題	国家全体の問題
サイサモーン・コムタウォン	ルアンパバーン県	県党常務委/県計画・投 資部長	地方	攃	貧困層のヘルスケア問題 について	政府庁舎建設ではなく生産促進 につながるインフラ建設への資 金注入について
ンムディー・ツッティラート	シェンクワン県	県法務部長	地方	掩		土地問題について
ブンテム・スワンサーニャウォン	サワンナケート県	県政治·行政学院学術課 長	地方	斄	食料や商品生産指導を行 える技術員が県内に不足 している問題について	政府貧困削減プログラムに多額 の資金を注入しているが、多く がいまだに貧困である問題につ いて
クケオ・アッカモン ティー	サワンナケート県	国会注務委員会副委員長	中	爼	土地権利をめぐる家族間 の問題について	土地問題について
ターウォーン・タンダーウォン	サラワン県	最高人民検察院副院長/ 軍事検察院長	中	辮	県内の貧困問題について	国民が経済成長の恩恵を受けて いない問題について
ポーンペット・キウラウォン	当ハーニャ	<b>県党常務委/県副知事</b>	地方	搽	外資と地元住民の土地問 題について	
2010年第6期第10回国会	[会 (12月14~23日)					
ブアソーン・ブッパーワン	首都ヴィエンチャン	政治局員/首相	中	擽		政府予算不正使用問題について の答弁
ブンポーン・シーメ ラート	首都ヴィエンチャン	首都党執行委/首都工業· 商業部長	地方	搽		灌漑事業を実施し食料生産の増加を提案。鉱物資源プロジェクトのレビューについて
シンタン・サイルーソン	ルアンパバーン県	県人民革命青年団書記	地方	新		議員は国民の代表としての自覚 をもつべきと発言
1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		. 00 00 00 10 00				1 00000

(出所) Vientiane Times [December 13, 17, 18, 26, 2006; June 20, 21, 22, 28, 29 July1, December 6, 7, 13, 20, 21, 24, 2007; July 10, 21 2008; July 7 2009; June 16, 17, 18 (注) 1) 役職は第6期選挙候補者リスト掲載時点。2) 中央/地方とは中央選出候補か地方選出候補かを意味する。 December 18, 2010], KPL [June 18, 2010], 『アジア動向年報』各年版を基に筆者作成。

検討を求めた。第16選挙区セコーン県選出のポーンペット議員は、県内のターテン郡で実施されているゴムプロジェクトについて、外国人投資家が住民に土地を返還せず、社会インフラ整備も約束通り実施されていないとし政府の介入を求めた。その他、第2選挙区ポンサリー県のウーサワン議員、第5選挙区ボケオ県のチャンスック議員、第10選挙区ルアンパバーン県のサイサモーン議員、第13選挙区サワンナケート県のクケオ議員とブンテム議員等が、選挙区の経済問題や土地問題を取り上げ政府に政策の見直しを迫った[Vientiane Times June 16, 17, 18, 2010]。

彼らの属性をみると非常に多様である。ターウォーンとクケオは選挙区出身だが、それぞれ最高人民検察院副院長、国会法務委員会副委員長として本務を中央にもつ。ポーンペット、ブンテム、サイサモーンは選挙区出身で地元に本務がある。一方ウーサワン議員は、中央から選挙区を割り当てられた中央選出の非党員議員であり、中央に本務をもつが、選挙区でもホテル経営を行っている。チャンスック議員は他県出身者であり、かつ本務は中央にある[Pasaason 2006年4月3,4,6,7日]。つまり中央と地方どちらの選出か、また出身地や勤務地に関係なく議員は選挙区の問題や国政問題を取り上げ、国民と選挙区の代表という二重の代表機能を果たしているのである。

この背景には、社会的公正、経済格差、外資による土地収用問題等、経済開発に対する国民の不満の声の高まりがあった。2006~2010年の年間平均経済成長率は7.9パーセントと高成長を記録したが、この間、県別の1人あたりGDPでは最大で4倍以上の格差が生じ、都市と農村間の格差も拡大した[ケオラ 2012, 47, 49-

50]。それを裏付けるかのように、第6期国会に寄せられた国民の意見は、土地問題、経済格差、国家幹部の汚職等が多かった(表2)。議員の質疑内容はこのような国民の声を背景にしていたのだろう。第6期国会では、国民の不満のはけ口としてホットラインが活用され、それが実際に国会審議に反映されるというメカニズムが成立したのである。

#### 3. 国民と密接な国会

2010年になると国会法を改正し、各選挙区に 設置されている国会議員団に「地方議会」の代 替機能を与え、地方での議員活動促進を図った。 これには、ホットラインだけでなく末端の声を 直接拾い上げ、より有権者に近いところで問題 に対応し国民の不満を緩和しようとの狙いがあ る。当初は県議会設立案が浮上したが、党管理 メカニズムの変更を余儀なくされるため頓挫し、 既存制度内で対応することとなった(注32)。支配 の根幹である党管理メカニズムの変更は簡単に はできないのである。

国会法によると、議員団とは各選挙区で議員によって構成される組織であり、国会や国会常務委員会の補助機関と位置づけられている [Saphaa haeng saat 2011a, 42-43]。2006年の国会法第38条では、議員団の役割は「選挙区内での権利や任務に従って、国会や国会常務委員会会議を補佐し、また国会常務委員会から授けられた任務を執行する」と定められていた [Saphaa haeng saat 2007, 27-28]。しかし2010年法第55条では、「国会の代表としての役割を有し、都・県の重要問題を決定し、憲法、法律、経済・社会開発計画、予算計画、国会や国会常務委員会の決議の執行において、選挙区内の地方国家権

### 表2 第6期国会でホットラインを通じて寄せられた主要意見

#### 第6期第2回国会

- ・政府幹部の贅沢について
- ・税務官の汚職について
- ・退職後の手当が不十分なことについて
- ・道路問題について
- ・ゴミ収集問題について
- ・カジノ建設の適切性について
- ・貧困解決が進んでいない問題について
- ・テレビ番組の改善について

#### 第6期第3回国会

- ・土地収用にかかる補償額の低さについて
- ・公務員の汚職問題について
- ・ルアンパバーン県におけるゴルフ場建設のための農地強 制収用について
- ・土地権利書の発行について
- ・地方行政首長の渦度の権力について
- ・政策決定に関する異なるレベルでの協議開催について
- ・公務員給与の低さについて

#### 第6期第4回国会

- ・不法伐採問題 / 木材の不法輸出について
- ・首都ヴィエンチャンのナイトクラブの騒音問題について
- ・退職金の格差問題について
- ・国会審議の生中継が少ないことについて
- ・住民を国会にオブザーバー参加させる提案について
- ・ヴィエンチャン県フアン郡病院の設備不備問題について
- ・汚職問題について
- ・政府公共施設建設プロジェクトへの厳格な審査について
- ・土地に関する外国投資プロジェクトへのモニタリング強 化について
- ・地方幹部による違法な土地売買について
- ・社会保障カードの使用が不便な問題について
- ・法案をインターネットで公開し国民の意見を募るべきと いう提案について
- ・工場における時間外労働問題について
- ・国家機関での縁故による昇進問題/教育機関での富裕層 優遇問題について
- ・サイニャブリー県での運動競技場建設にかかる土地収用 問題について

#### 第6期第6回国会

- ・洪水被害対策について
- ・トウモロコシ栽培農家への支援拡充 について
- ・農業の保護について
- ・工場規制による環境保護について
- ・国会と同様のホットラインを政府機 関にも設置すべきという提案につい で

#### 第6期第8回国会

- ・貧困問題について
- ・土地コンセッション問題について
- ・政治家の資産公開について
- ・国会中継を増やすべきという提案に ついて

## 第6期第10回国会

- ・土地問題について
- ・土地調査が適切に行われていない問 類について
- ・土地補償額の低さについて
- ・土地コンセッション問題について
- ・裁判所判決が公正さに欠ける問題に ついて
- ・幹部の汚職問題について
- ・物価の上昇について
- ・公務員給与の引き上げについて

<sup>(</sup>出所) Vientiane Times [December 14, 19, 2006; June 26, December 10, 14, 17, 18, 19, 20, 2007; December 4, 2008; June 29, December 23, 2010] を基に筆者作成。

力の活動を検査する」となり、地方行政に対する議員団の権限が強化されている [Saphaa haeng saat 2011a. 42-43]。

その他新しい権限として第56条は,県知事, 都知事,地方級の部門長,裁判所長官,検察院 長,地域常駐の会計検査機構長への質問権(第 2項),選挙区の地方行政組織が開催する会議 への参加権(第3項),都・県の重要法規の審 議・承認・意見提出権(第4項),選挙区の経 済・社会開発計画と予算計画の審議参加権(第 5項),重要問題に関して人民や社会組織の意 見を聴取するための会議開催権(第9条)等を 議員に付与している[Saphaa haeng saat 2011a, 43-46]。

以上からは、議員団が「地方議会」の代替的 機能を与えられたことがわかる。実際、法改正 以降に選ばれた第7期国会議員団は選挙区で積 極的に活動している。たとえば、第6期国会は 5年間で成果普及活動を2000カ所にて約62万 7300人に対して行った [Vientiane Times December] 18,2010]。一方第7期国会は1年間で2025カ所、 約24万5287人に対して普及活動を行い、1300以 上の陳情を受けた [Pasaason 2012年7月3日]。 筆者が4県(第1選挙区首都ヴィエンチャン,第 6選挙区ルアンパバーン県、第11選挙区ボリカム サイ県,第12選挙区カムアン県)の国会事務所で 行った聞き取りでも(注33)、これまでほとんど参 加していなかった県の経済・社会開発計画作成 過程に初めから関与するようになり、また村の 道路や学校建設等に関する国民の陳情も増え, 議員も村々を訪問し要望調査を行い、県行政と 村の間に入り問題解決の橋渡しをすることが確 認できた。第6選挙区の議員団常任議員は、国 民の「代表」としての議員の意識は確実に高

まっていると述べている。

以上のように、経済格差や土地問題等が拡大 し国民の不満が高まると、党はホットラインを 設置し、意識的に国民の声を国会に反映させる 仕組みを構築してきた。また県議会設立は頓挫 したものの、選挙区の議員団にその代替機能を もたせることで、既存制度の枠組みで国民の政 治参加を拡大し、国民の代表としてまた地方の 代表として国会議員の代表性を強化した。そこ で鍵となるのが、そのような党の意図が確実に 反映される国会を構築することである。つまり 選挙が重要となる。当然、ラオスの選挙は党の 意向に反する人物が立候補できない仕組みと なっている。 言い換えれば、 候補者選定段階で 党は自らの意向を反映させることができるので ある。したがって候補者の特性をみることで、 党がどのような国会の構築を目指したのか、そ の意図を把握することが可能になる。

次節では1992年以降に行われた5回の選挙を 分析し、党が候補者選定過程を操作することで 意図通りに国会を構築してきたことを明らかに する。

## IV 選挙が果たす役割

## 1. 選挙制度と候補者選定過程

まず、2010年に改正された選挙法に基づき、選挙制度と国会議員の位置づけを確認する。選挙は「普通」「平等」「直接」「秘密投票」を原則としている(第5条)。選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上に付与され、「すべてのラオス市民は、性別、民族、信条、社会的地位、居住地、職業に関係なく選挙権と被選挙権を有する」(第6条)[Saphaa haeng saat 2011b, 4]。立

候補資格はラオス国籍のラオス人であり、党の 刷新路線に忠実で愛国心があり、国家や人民の 利益に誠実で、党路線や国家の法律を把握して いる等、6項目が定められている(第12条) [Saphaa haeng saat 2011b, 7]。党員に関する規定 はなく、非党員でも候補となれる。

国会議員は専従と非専従に分かれており(第11条)[Saphaa haeng saat 2011b, 6],多くは国家機関などに本務をもつ非専従議員である。したがって非専従者の給与は自身が本務を務める機関から支給される。一方,専従議員の給与も国家公務員に準じており [Naanyok latthamontii 2012],わずかな手当を除き,議員になることで特別に金銭的利益を得られるわけではない。したがって国会議長、副議長、分科委員会委員長等の専従議員を除き(注34),多くの非専従議員にとって国会議員はいまだに名誉職という位置づけである。

選挙過程でもっとも重要なのは候補者選定過程である。というのは、後述するように党は投票や集計操作を行っておらず、倍率を低くし大選挙区完全連記制を採用することで、自らの意向を結果に反映させていると考えられるからである。以下では、第7期選挙における具体的な候補者選定過程をみることにする。

候補者選定過程で重要な役割を果たすのが,各レベルの選挙委員会である。表3は第7期選挙の国家選挙委員会メンバーである。10人が党政治局員もしくは党中央執行委員であり、残りの7人も党幹部である。7人のうち3人(ソムディー、カムラー、カムパン)は、選挙1カ月前に開催された第9回党大会で新たに中央執行委員会に入っている。つまり、選挙は党中央の指導・管理を確実に受けることになる。地方選挙

委員会も同様であり、委員会は地方党幹部に よって構成される。

2011年2月3日,国家選挙委員会は「第7期 国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指 導書第10号」を公布し,表4のように具体的な 議席数 (132議席)と候補者数 (190人),そして, 各選挙区の定数と候補者数,また中央と地方所 属候補者の内訳を定めた [Khana kammakaan lueaktang ladap saat 2011a]。各選挙区の候補者は, 中央機関に所属し国家選挙委員会から選挙区を 割り当てられる中央候補者と,地方機関に所属 し地方選挙委員会から選出される地方候補者に 分かれている。中央と地方所属候補の内訳とは その配分を意味する。

定数は選挙法で人口5万人に1議席と定められており、人口が15万人以下の選挙区は少なくとも3議席が配分される(第11条)。選挙区は都・県がそのままひとつの選挙区となっており、表4からもわかるように大選挙区制である。そして投票は完全連記制で行われる。たとえば、第1選挙区首都ヴィエンチャンの定数は15議席であるため、有権者は21人の候補者の中から15人に票を投じることになる(註35)。

指導書第10号では、国会は民族、性別、部門、中央から地方までの各機関の代表が適切な割合を代表すると定められているが、具体的な数値は示されていない。ただし、女性については各選挙区につき少なくとも1人、また選挙区常任専従議員を少なくとも3人にすると数値が示されている。そして指導書公布から1カ月後の3月1日、国家選挙委員会は候補者名簿を公示した。つまり約1カ月間、中央と地方の各選挙委員会が候補者を選定したことになる。では、どのように候補者が選定されるのだろうか。

表3 国家選挙委員会構成

	氏名	役職(2010年12月の選出時点)
1	ブンニャン・ウォラチット委員長	政治局員,書記局常任,国家副主席
2	パニー・ヤートートゥー副委員長	政治局員,国会議長
3	サイソムポーン・ポムヴィハーン委員	党中央執行委員,国会副議長
4	ブントーン・チットマニー	書記局員,党中央組織委員会委員長
5	トーンバーン・セーンアポーン	党中央執行委員,書記局員,公安大臣
6	ムーンケオ・オラブーン	党中央執行委員,情報・文化大臣1)
7	パンドゥワンチット・ウォンサー	党中央執行委員、党中央宣伝・訓練委員会委員長
8	トンイートー	党中央執行委員, 国家建設戦線副議長
9	チャンサモーン・チャンニャラート	党中央執行委員,国防副大臣
10	シーサイ・ルーデートムーンソーン	党中央執行委員、ラオス女性同盟議長
11	トーントゥン・サイニャセーン	国会常務委員,国会事務局長
12	ドゥワンディー・ウッタチャック	国会常務委員、国会文化・社会委員会委員長
13	ソムディー・ドゥワンディー	財政大臣
14	カムラー・ローロンシー	ラオス労働連盟議長
15	カムパン・シッティダムパー	ラオス人民革命青年団書記
16	トンシー・ウワンラーシー	中央検査委員会副委員長
17	カムパン・プーイニャーウォン	政府書記局副局長

(出所) Pathaan patheet [2010] を基に筆者作成。

(注) 1) 現在は情報・文化・観光省となっている。

表4 各選挙区の定数と候補者の内訳

(出所) Khana kammakaan lueaktang ladap saat [2011a] を基に筆者作成。

選挙法第13条は、地方級の党、国家組織、国家建設戦線、大衆組織、そして社会組織は、自らの組織を代表する候補者を地方選挙委員会に提案し、中央の部門組織や国家機関は候補者を国家選挙委員会に提案する権利を有すると定めている [Saphaa haeng saat 2011b, 8]。これは、組織の推薦を受けなければ個人は自由に立候補できないと解釈できる。しかし、同様の規定が適用された第3期、第4期選挙では、推薦組織をもたない独立候補がそれぞれ4人いた(注36)。一方、第5期以降はすべての候補者がいずれかの組織の推薦を受けるようになった。つまり、以前は自薦で立候補できる余地が残されていたが、2000年代以降は必ず組織の推薦が必要になったと考えられる。

指導書第10号は候補者選定方法を以下のように定めている。まず地方候補者については,県レベルで党執行委員,部門(セクター)組織の長,郡党書記等,県内の主要幹部を集めて候補者に関する諮問を行う。その際,定数より多くなるよう諮問リストを作成する。指導書には具体的に,定数6であれば少なくとも8人の諮問リストを作成するとある。そして,諮問結果をまとめ県党常務委員会に提案し承認を得る。その後は,県選挙委員会で候補者番号を決定し,候補者リストと各自の経歴を国家選挙委員会に送り最終承認を得ることになる。中央候補者については,省庁や国家機関内の党委員会が諮問にかける人物を選ぶ。それ以外の過程は地方と同じである。

以上が候補者選定の大きな流れであるが、指導書からは諮問にかかる第1次候補の人選過程がわからない。筆者が行った聞き取りからは、人選には3つの方法があることがわかった(注37)。

第1は「集中型」である。これは、県選挙委員会が県指導層と協力しながら候補者を選定する方法である。県選挙委員会は所属部門、男女比、少数民族の割り当て等を決め、それに沿って候補者を選定する。その後、当該者の評判を確認するために同僚等から意見聴取を行うこともある。その際、新たに適切な人物の名前が挙がった場合はリストに追加する。そして選挙委員会で協議を重ね候補者を絞っていく。つまりトップダウンで候補者を選定する方式である。

第2は「民主主義型」である。これは、選挙委員会が各組織に人数割り当てを与え、その組織が候補者を選ぶ形式であり、主に2つの方法がある。ひとつは、当該組織の指導層が職員の意見聴取に基づき第1次候補者を選定する方法、もうひとつは記入形式であり、職員に適切と思われる人物の氏名を書かせる方法である。第1次候補者決定後、指導部が協議し最終候補者を決定するか、もしくは組織内で投票を実施し最終候補者を決定する。つまりボトムアップで候補者を選ぶ方式である。

第3は自分で立候補申請をする「独立型」である。独立候補は立候補要望書を作成し選挙委員会に届けるが、先述のように第5期以降はすべての候補者はいずれかの組織の推薦が必要になっている。たとえば、第7期選挙の際には2人の非党員が候補者リストに残ったが(注38)、それぞれ農業合作社と県商工会議所の推薦を受けている。

いずれにしろ、最終的には指導書にあるように各県で諮問会議を開催し、最終候補者を決定する。たとえばヴィエンチャン県では2011年2月11日に、各機関が選定し最終リストに残った13人の中から9人の地方候補者を選出するため、

県レベルの諮問会議を開催し投票を行った。参加者は、県党常務委員会委員、県部門組織の長、郡長、副郡長、郡部門組織の所長等、県内の党や国家幹部である [Pasaason 2011年2月17日] (注39)。最終的には国家選挙委員会が各県選挙委員会から送付された候補者リストを承認するとともに、中央選出候補者を各選挙区に配分する。ヴィエンチャン県には、国会、教育省、保健省、国防省から4人の中央候補者が配分された [Pasaason 2011年4月8日]。

#### 2. 候補者の特性からみる国会の基本構成

これまでみてきたように、候補者選定過程は 党の意向を強く受ける仕組みになっており、党 はこの段階で一定の操作を加え、意図通りの候 補者リストを作成することができる。

表5は,第3期から第7期国会選挙の定数, 候補者数,倍率,候補者の主な構成,学歴等の 概要である。第3期から第7期にかけて定数と 候補者数が増える一方で,倍率は1.81倍から 1.44倍に下がっている。低い倍率で大選挙区完 全連記制を実施すれば,結果を操作することは 容易である。つまり倍率の低下は,2000年代に 入り選挙に対する党のコントロールが強まって いることを示唆している。

一方,女性候補者や高学歴者が増えたことを除けば、候補者の基本的構成は第3期から第7期までほとんど変わっていない。中央候補者の比率は約75~80パーセントとほぼ一定している。民族構成は若干の幅があるが、多数民族であるラオ族を含むラオ・ルムが70パーセント前後、ラオ・トゥンとラオ・スーンを合わせた少数民族が30パーセント前後であり、年齢構成も平均48

歳から52歳となっている。

第3期から第7期の選挙結果をみると、中央候補者の比率は約31~36パーセント、地方候補者の比率は約64~69パーセントとほぼ一定の割合を維持している。女性議員の割合も第4期以降は約21~25パーセントで推移している。民族構成は若干の幅があるが、候補者の割合と同様にラオ・ルムが70~80パーセント前後、ラオ・トゥンとラオ・スーンは合わせて20~30パーセント前後となっている(注40)。つまり候補者の構成をコントロールする一方で、倍率を低くし大選挙区完全連記制とすることで、選挙結果を「ほぼ」党の意図通りにしていると考えられるのである。

ここで留意しなければならないのは、党が投 票や集計操作を行っていないことである。通常, 党中央執行委員や大臣クラスの中央幹部候補者 は、各選挙区に候補者番号1番として配置され、 2番には県党副書記や副知事等の地方指導幹部 が割り当てられる。当然これらの候補者は党が 当選を期待する幹部である。しかし第7期選挙 では、第12選挙区カムアン県で候補者番号1番 のスーントーン党中央執行委員が落選した。党 中央執行委員の落選は初めてである。第1選挙 区首都ヴィエンチャンでは、候補者番号2番の ソムワンディー首都党副書記兼副知事が落選し ている。これまでも候補者番号2番を割り当て られた地方党幹部の落選はあった。したがって, 党が投票や集計操作を行っているとは考えられ ない。あからさまな操作を行えば議員への国民 の信頼は失われ、「国民の代表」としての機能 を果たせなくなる。だからこそ党は、倍率を低 くし大選挙区完全連記制を実施することで、自 らの意図を結果に反映させているのだろう。そ

	第 3 期 (1992年)	第4期(1997年)	第5期(2002年)	第6期(2006年)	第7期(2011年)
定数	85人	99人	109人	115人	132人
立候補者総数	154人	160人1)	166人	175人	190人
倍率	1.81倍	1.62倍	1.53倍	1.52倍	1.44倍
中央候補者	34人 (22.1%)	32人 (20.0%)	35人 (21.1%)	43人 (24.6%)	47人 (24.7%)
地方候補者	120人 (77.9%)	128人 (80.0%)	131人 (78.9%)	132人 (75.4%)	143人 (75.3%)
現職国会議員	20人 (13.0%)	41人 (25.6%)	51人 (30.7%)	46人 (26.3%)	45人 (23.7%)
女性候補者	16人 (10.4%)	28人 (17.5%)	32人 (19.3%)	39人 (22.3%)	47人 (24.7%)
ラオ・ルム <sup>2)</sup>	108人 (70.1%)	113人 (70.6%)	114人 (68.7%)	133人 (76.0%)	140人 (73.7%)
ラオ・トゥン	29人 (18.8%)	29人 (18.1%)	36人 (21.7%)	26人(14.9%)	28人 (14.7%)
ラオ・スーン	17人 (11.0%)	18人 (11.3%)	16人 (9.6%)	16人 (9.1%)	22人 (11.6%)
45歳以下	62人 (40.3%)	48人 (30.0%)	35人 (21.1%)	24人 (13.7%)	26人 (13.7%)
46~50歳	39人 (25.3%)	30人 (18.8%)	45人 (27.1%)	50人 (28.6%)	42人 (22.1%)
51~55歳	24人 (15.6 %)	47人 (29.4%)	43人 (25.9%)	52人 (29.7%)	58人 (30.5%)
56~60歳	18人 (11.7%)	24人 (15.0%)	27人 (16.3%)	33人 (18.9%)	43人 (22.6%)
61歳以上	11人 (7.1%)	11人 (6.9%)	16人 (9.6%)	16人 (9.1%)	21人 (12.1%)
平均年齢	48歳	50歳	51歳	52歳	52歳
学士修了	24人	34人	25人	32人	55人
修士修了	3人	6人	14人	22人	36人
博士修了	1人	3人	11人	19人	22人

表5 第3~7期選挙の候補者概要

- (出所) *Pasaason* [1992年11月14日, 11月18日~12月8日; 1997年10月23日, 11月17~28日; 2002年1月11日, 1月29日~2月1日; 2006年3月2日, 4月3~10日; 2011年3月3日, 4月1~18日], Khana kammakaan lueaktang ladap saat [2011b] を基に筆者作成。
- (注) 1)第4期の候補者は当初160人と発表されたが、その後第4選挙区ウドムサイ県で候補者番号7番カムピアン候補がリストから外れたため投票時には159人であった。
  - 2) これは一般的な民族名称であり、公式な名称としてはすでに使用されなくなっている。現在のラオスの 公定民族数は49であるが、一般的にはいまだに大分類として低地ラオ(ラオ・ルム)、山腹のラオ(ラ オス・トゥン)、山頂のラオ(ラオ・スーン)と居住地の高低によって3つに分けられる。第7期選挙 からはこの分類による発表はなくなり、語族による分類が発表されるようになったが、比較のために語 族を基に筆者が3分類に直した。

うであれば、党の意図を把握するには候補者の 特性をより詳細に分析する必要がある。

表6は、第3期から第7期選挙までの候補者を役職別に分類し、その人数と割合を示したものである。先述のように議員の多くは非専従であり、ほとんどが党や国家機関に本務をもち、かつ複数の役職に就いている。たとえば政治局員・党中央執行委員・大臣を兼務している場合、県党常務委員と県建設戦線議長を兼務している場合等がある。そのような場合は、すべての役

職をカウントしている。というのは、候補者は 必ずしも推薦母体に依存せず、党も1人に複数 の組織や分野を代表させようとしているからで ある。したがって表6の数値は延べ人数であり、 それを基にした割合であることに留意する必要 がある。その上で、まずこれまでのおおよその 変化を確認する。

図2は表6の割合をグラフに直したものである。図からは、第3期から第7期までほぼ同じ 山を描いていることがわかる。つまり党は、候

表6 第3~7期選挙における役職別候補者割合1)

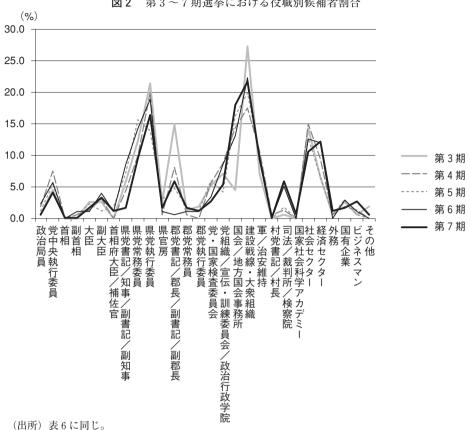
	第	3期	第	4期	第	5期	第	6期	第	7期
	人数	割合								
中央指導部										
政治局	1	0.6%	3	1.9%	2	1.2%	4	2.3%	1	0.5%
党中央執行委員	7	4.5%	12	7.5%	9	5.4%	10	5.7%	8	4.0%
首相	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
副首相	0	0.0%	1	0.6%	1	0.6%	2	1.1%	0	0.0%
大臣	4	2.6%	2	1.3%	4	2.4%	2	1.1%	3	1.6%
副大臣	4	2.6%	5	3.1%	2	1.2%	7	4.0%	6	3.2%
首相府大臣/補佐官	0	0.0%	0	0.0%	3	1.8%	2	1.1%	2	1.1%
県・郡指導部										
県党書記/知事/副書記/副知事	9	5.8%	7	4.4%	12	7.2%	15	8.6%	3	1.6%
県党常務委員	19	12.3%	16	10.0%	26	15.7%	25	14.3%	18	9.5%
県党執行委員	33	21.4%	32	20.0%	23	13.9%	33	18.9%	31	16.3%
県官房	4	2.6%	1	0.6%	5	3.0%	2	1.1%	3	1.6%
郡党書記/郡長/副書記/副郡長	23	14.9%	13	8.1%	8	4.8%	1	0.6%	11	5.8%
郡党常務委員	2	1.3%	1	0.6%	3	1.8%	2	1.1%	3	1.6%
郡党執行委員	3	1.9%	0	0.0%	2	1.2%	2	1.1%	2	1.1%
党機関										
党・国家検査委員会	8	5.2%	9	5.6%	10	6.0%	6	3.4%	5	2.6%
党組織/宣伝・訓練委員会/ 政治行政学院	11	7.1%	14	8.8%	7	4.2%	15	8.6%	10	5.3%
国会/地方国会事務所	7	4.5%	23	14.4%	27	16.3%	23	13.1%	34	17.9%
建設戦線・大衆組織	42	27.3%	28	17.5%	33	19.9%	39	22.3%	41	21.6%
軍/治安維持	11	7.1%	17	10.6%	17	10.2%	16	9.1%	18	9.5%
その他部門										
村党書記/村長	0	0%	1	0.6%	0	0%	0	0%	0	0%
司法/裁判所/検察院	1	0.6%	2	1.3%	3	1.8%	9	5.1%	11	5.8%
国家社会科学アカデミー	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0.5%
社会セクター <sup>2)</sup>	22	14.3%	24	15.0%	21	12.7%	22	12.6%	20	10.5%
経済セクター <sup>3)</sup>	10	6.5%	15	9.4%	11	6.6%	21	12.0%	23	12.1%
外務	1	0.6%	1	0.6%	1	0.6%	0	0%	2	1.1%
国有企業	4	2.6%	3	1.9%	5	3.0%	5	2.9%	3	1.6%
ビジネスマン	1	0.6%	2	1.3%	1	0.6%	2	1.1%	5	2.6%
その他	3	1.9%	0	0%	0	0%	0	0%	1	0.5%

<sup>(</sup>出所) Pasaason [1992年11月14日~12月8日; 1997年11月17~28日; 2002年1月29日~2月1日; 2006年4月3~10日; 2011年4月1~18日] を基に筆者作成。

<sup>(</sup>注) 1) 1人で複数の役職を兼務しているため人数は延べ人数としている。また、役職は選挙候補者リスト掲載 時点を基にしている。

<sup>2)</sup> 社会セクターには情報・文化、労働・社会福祉、保健、教育、スポーツ・体育セクターの組織が含まれる。

<sup>3)</sup> 経済セクターには計画・投資,工業・商業,財政,手工業,農業,通信・運輸・郵便・建設,科学・技術,水資源・環境,エネルギー・鉱業,観光,土地管理,金融セクター,また商工会議所とコーヒー輸出協会が含まれる。



第3~7期選挙における役職別候補者割合

補者の役職をある程度一定に維持していると考 えられる。この背景には、中央と地方、性別、 民族構成への配慮だけでなく、国会にあらゆる 分野を代表させようという社会主義的な思考が 透けてみえる。つまり国会には、今も昔も国民 統合という役割が期待されているのである。

もちろんグラフでは、いくつかのポイントで 大きなズレを観察できる。そのようなズレにこ そ, その時々の党の意図が表れるといえる。以 下,具体的に候補者の変遷をみていくが、その 際,第4期を基点に第3期との比較,そして第 4期以降の比較という手順を踏む。というのは、 第4期以前と以後で選挙の政策的背景が大きく

異なるためである。第3期選挙は憲法制定直後 に行われ, 国民統合という側面がいまだに強い 選挙であった。一方で第4期以降の選挙は、 1996年の第6回党大会で掲げられた「2020年の 最貧国脱却」という一貫した国家目標の下で実 施され、国会に新たな役割が加わっていく過程 の選挙である。また、第4期以降についてはす べての変化を追うのではなく、国会への国民の 意見反映という前節でみた変化に即して分析を 行うこととする。

## 3. 第3期と第4期選挙の比較

第3期と第4期を比較すると、国会の国民統

合機関としての役割は変わらないものの,第4 期では市場経済化や経済開発を促進し,また国 会活動を地方に浸透させようという党の意図が 見て取れる。まず第3期選挙の3つの特徴を確 認する。

第1は、地方指導幹部の割合が多いことである。県指導幹部は約39パーセント、郡幹部は18パーセントともっとも多い割合を占めている。第2は、建設戦線と大衆組織の割合が多いことである。全体の約27パーセントを占め、そのうち約87パーセントは地方代表である。つまり、地方管理の根幹となる地方指導幹部と建設戦線・大衆組織だけで候補者の約68パーセントを占めていることになる。

これは地方の体制への包摂が理由である。ラ オスは歴史的に地方の自律性が高く「Stuart-Fox 1996, 172], 第Ⅱ節で論じた党中央管理体制が 整備され始めるのは1980年代中頃であり、現在 の中央集権体制が確立するのは1990年代後半と 遅かった [山田 2011b, 67]。1990年代に入ると, 党中央執行委員の県党書記や知事の兼任が徐々 に増え、2001年にはすべての県の党書記と知事 は党中央執行委員の兼任となった(注41)。一方で、 県党書記や知事以外の最高指導幹部, すなわち 県党副書記,副知事,県党常務委員等の一部は 国会議員を兼任するようになった。地方のトッ プは党中央執行委員を, それ以外の一部の最高 指導幹部には国会議員を兼務させ政策決定過程 に参加させたのである。県指導幹部の割合は第 3期が42.1パーセントともっとも高く, 第7期 には27.4パーセントまで低下するが、党が一定 割合以上の県指導幹部を中央の政策決定過程に 包摂していることがわかる。

第3の特徴は、社会セクターが多いことであ

る。社会セクターは、経済セクター、国有企業、ビジネスマンの合計9.7パーセントを上回り14.3 パーセントを占める。特に教育、保健、情報・文化部門は大臣や副大臣が候補となっており、教育は22人中15人を占めている。本格的な市場経済化は始まったばかりであり、経済部門からの候補はまだ少なく、経済開発の要である国家計画委員会からは候補者すら選出されていない。憲法制定後初の選挙であり、いまだに国民統合という側面が強い1990年代初頭においては、経済よりも保健や教育等、社会生活に関連するセクターが重視される傾向にあったといえる。

その他、党中央幹部は、政治局員が国会議長となるサマーン局員1人、中央執行委員は7人(4.5パーセント)とさほど多くないが、大臣や副大臣等も合わせると10パーセントを占める。国会関係者は少なく、地方国会事務所関係者は1人もいない。これは地方での議員活動が活発でなかった当時の状況を反映している。

一方,第4期選挙では,地方指導幹部の割合が県と郡の双方で低下し,また建設戦線と大衆組織の割合が下がった。それでも県指導幹部の割合は35パーセントを維持しており,国会に県幹部を包摂しようという党の姿勢に変化はない。ただし郡指導幹部は約10ポイント下がり,候補者がいない選挙区は9カ所となった。地方大衆組織の割合も大きく低下している。これは,党の中央集権体制が徐々に確立し,郡レベル以下の幹部に国会議員を兼務させる必要性が薄れたことが理由と考えられる。

反対に割合が増加したのは、中央指導幹部、 国会/地方国会事務所、経済セクター等である。 特に中央指導幹部は、経済担当副首相、国家計 画委員会副委員長、財政大臣、労働・社会福祉 大臣, ラオス銀行総裁, 投資管理・対外経済協力委員会メンバーである首相府副大臣等が入っている(i+42)。1996年に最貧国脱却が国家目標となったことを受け、明らかに経済開発を意識した人選となった。同様のことは経済セクターの増加にも表れている。

地方国会事務所関係者の増加は、党の政治制度改革方針が背景にある。選挙から3カ月後の1998年2月に開催された第6期党中央執行委員会第6回総会において、党は政治制度改革を協議した。国会については国会活動の効果を高めるため、選挙区に設置されている国会事務所を改善するとの方針を示した[Mati 1998]。この方針に基づき、前回は1人もいなかった地方国会事務所からの候補者が、11選挙区から14人と大幅に増えた。多くは選挙区国会事務所常任の現職議員である。しかし当時はまだ現在のように、議員団や議員に対して地方での大きな権限は与えられていなかった。したがって第4期選挙での措置は、国会活動を地方に普及するための準備を開始したと理解すべきである。

## 4. 第4期以降の選挙と第7期における変化

第4期から第7期の選挙は、「2020年の最貧国脱却」という一貫した国家目標の下で行われた。同じ政策的背景の下で行われているため、表6から観察できるように、候補者の特性は第3期と第4期ほど大きな違いはないように見受けられる。しかし第Ⅲ節でみてきた国会の変化、すなわち地方の声を国会に反映させ、議員の代表性を強化するという2005年以降の変化に即してみれば、第6期と第7期の選挙にはそれを支えるような操作が行われたことが見て取れる。第6期では地方一般の意見を反映させ、第7期

ではより末端レベルの意見を反映させようとい う意図で候補者が選ばれているのである。

もっとも大きな変化は県指導幹部の増減であ る。県指導幹部の割合は第6期まで増え続けて いる。第Ⅲ節でみたように、第6期国会では県 指導幹部が積極的に発言しており、選挙では地 方の声を国会に反映させるという方針に則した 人選が行われたといえる。一方, 第7期選挙で は県指導幹部の割合は低下したものの、それで も約27パーセント以上と候補者の中でもっとも 高く, 県指導幹部に国会議員を兼務させるとい う党の姿勢に変わりはない。しかし第7期では、 特に県党副書記や副知事,党常務委員等の県最 高指導幹部の割合が大きく低下している。また, 人数的には元々少ないため変化として表れにく いが、政治局や党中央執行委員等の中央幹部の 割合も減っている。県党副書記や副知事は第4 期7人(うち1人はシェンクワン県知事), 第5 期12人, 第6期15人(うち1人は首都ヴィエンチ ャン知事)であったのが、第7期では3人と なっている(注43)。政治局員は議長への再任が予 定されていたパニー国会議長1人であり、前回 の4人から大きく減った。

第7期国家選挙委員会のドゥワンディー委員は、候補者名簿公示後のインタビューにおいて、第7期国会の主要目標のひとつは国会議員と行政府要職者を区別することだとし、「国会の役割は政府の業績を検査することであり、もし政府指導者が国会議員であったら、どうして自分たちで監視できようか」と述べている [Vientiane Times March 4, 2011]。つまり、国家選挙委員会は意図的に中央も地方も最高指導幹部を候補者から外したのである。この背景には、選挙前の3月に行われた第9回党大会において、党と国

表7 国会/地方国会事務所関係者の人数と割合

(人)

	国会	地方	合計
3 期	7 (4.5%)	0 ( 0%)	7
4期	9 (5.6%)	14 ( 8.8%)	23
5期	15 (9.0%)	12 ( 7.2%)	27
6 期	12 (6.9%)	11 ( 6.3%)	23
7期	15 (7.9%)	19 (10.0%)	34

(出所)表6に同じ。

家の役割を明確化し国会の役割を強化するとの 方針が示されたこと,また先述した議員団の地 方行政への監督権強化がある。ただし,県指導 幹部の割合の低下は,地方の声を国会に反映さ せるという方針の転換を意味するわけではない。 それは以下の3つの変化をみることで裏付けら れる。

第1の変化は、郡指導幹部の割合が第6期まで大きく低下した一方で、第7期では再び増加したことである。第4期以降、中央集権体制の確立とともに郡レベルは代表の割合を低下させ、第6期選挙では2.8パーセントと過去最低となった。しかし2000年代後半から党が基層建設に力を入れ始め、第9回党大会で「県を戦略単位に、郡を全分野における強力な単位に、村を開発単位に建設する」との郡を中心とした基層開発方針を掲げると [Eekasaan koongpasum nyai khang thii IX phak pasaason pativat lao 2011]、末端レベルの意見を政策に反映させる必要から、第7期選挙では再び郡指導幹部の割合が高まったのである。

第2の変化は、国会/地方国会事務所の割合の増加である。これはいうまでもなく、2010年以降の選挙区議員団の地方議会代替化とそれにともなう権限の強化と関係している。表7は、第3期から第7期までの国会/地方国会事務所

関連の候補者の人数と割合である。特に地方国会事務所関係者は、第6期の6.3パーセントから第7期は10パーセントとなり、これまでの選挙でもっとも高い割合となっている。

第3は、建設戦線・大衆組織の内訳の変化である。表6をみる限り、建設戦線・大衆組織の割合は第4期以降20パーセント前後で推移している。第6期から第7期にかけてもそれぞれ22.3パーセント、21.6パーセントと変化はない。しかし内訳をみると、ほとんどの大衆組織が割合を低下させたのに対し、建設戦線からの候補者は第6期の10人(5.7パーセント)から17人(8.9パーセント)に増え、そのうち15人は地方建設戦線であり、9人は県レベルの建設戦線議長である[Pasaason 2011年4月1~19日]。

建設戦線候補の増加は、国会議員を地元密着型にし、専従議員を増やすとの方針をサポートする意味がある。指導書第10号で示されたように各選挙区に3人の専従議員を置くといっても、多様化する問題や有権者への対応を考えれば十分な人数とはいえない。そこで考えられたのが、選挙区で活動でき地元の意見や問題を汲み取れる地方建設戦線候補者の増加である。建設戦線は社会組織の統制や社会状況の把握という任務から、社会と密接にかかわり社会事情をよく知りうる立場にある。また、地方建設戦線候補者

表8 第7期国会各選挙区議員団長

選挙区	氏名	選挙時の役職	現職 /
第1選挙区首都ヴィエンチャン	ラートサニウォン・アマーラー ティターラー	首都党執行委 / 農林部長	現
第2選挙区ポンサリー県	カムチャン・カムウォンチャイ	県党常務委 / 県建設戦線議長	新
第3選挙区ルアンナムター県	ウォーンカム・ペッタウォン	県党常務委 / ボーテン=デー ンカム経済特別区執行委員長 / 選挙区議員団長	現
第4選挙区ウドムサイ県	ブンロート・オーンパチャン	県党常務委 / 県宣伝・訓練委 員長	新
第5選挙区ボケオ県	ウィサイコーン・ワンナチョー ムチャン	県党副書記/県党常務委/ <u>県</u> 建設戦線議長/選挙区議員団 長	現
第6選挙区ルアンパバーン県	ブアトーン・ペーンサワン	県党常務委 / 県党・国家検査 委員長	新
第7選挙区サイニャブリー県	カムスック・トー	県党副書記/県党常務委/ <u>県</u> 建設戦線議長	新
第8選挙区フアパン県	カムウォーン・ブンタウォン	県党常務委/県政治基層建設 長	新
第9選挙区シェンクワン県	ブントン・チャンタポーン	県党常務委 / 県建設戦線議長	新
第10選挙区ヴィエンチャン県	ブンペン・サーイノーラディー	県党常務委 / 県組織委員長	新
第11選挙区ボリカムサイ県	ブンマー・ブチャルーン	県党常務委/計画・投資部長	新
第12選挙区カムアン県	ブンニョン・キンサノーン $^{1)}$	県党常務委 / 県建設戦線議長	現
第13選挙区サワンナケート県	ワンカム・インティチャック	県党常務委 / 県建設戦線議長	現
第14選挙区サラワン県	ブンティアム・ポムマサティッ ト	県党常務委 / 県検査委員長	新
第15選挙区チャンパーサック県	メークサワン・ポムピチット	県党常務委 / 県組織委員長	現
第16選挙区セコーン県	カムデーン・コマダム	県党常務委 / 県建設戦線議長	新
第17選挙区アッタプー県	ブンサイ・カムマニーウォン	県党常務委 / 県建設戦線議長	新

<sup>(</sup>出所) Phouthen Pasaxon [1/30-2/5, 2/13-19, 3/27-4/4, 4/9-15, 4/23-29, 5/14-20, 5/21-27, 7/30-8/5, 9/3-9, 9/10-16, 2012], Pasaaon [2012年1月31日].

15人のうち13人は選挙区で生まれている地元の 人間でもある [*Pasaason* 2011年 4 月 1 ~19日]。 先のドゥワンディー国家選挙委員も、大衆組織

(建設戦線)の候補者を増やしたのは<sup>(注44)</sup>,彼らが多くの時間を国会活動に費やせるためだと述べている [*Vientiane Times* March 4, 2011]。実際,

<sup>(</sup>注) 1) 2012年に死亡。死亡後はセーントーン議員が議員団長に就任している。

第7期国会選挙で当選した県建設戦線議長8人は、その後全員が選挙区常任の議員団長に就任した(表8)。第6期で選挙時に県建設戦線議長の職にあり、当選後に選挙区議員団長に就任した議員は1人もいない。第7期での措置には、有権者と密接な関係を構築しようという党の意図が明確に表れている。

以上から、第4~7期選挙では候補者の役職 構成がほぼ一定になっているものの、党が政策 の変遷に応じて一部に変化を加えていることが わかった。特に第6期では地方の声を国会に反 映させ、また第7期では有権者と密接な関係を 構築し、より末端の住民の声を吸収しようとの 党の意図が見て取れる。

では、これまでみてきた候補者選定段階における党の意図は、結果に反映されているのだろうか。表9はこれまでの選挙結果と候補者別の割合を比較したものである。党の意図は完全ではないものの、「ほぼ」結果に反映されていることがわかる。国会は国民統合機関、党のゴム印機関、立法機関、そして国民の政策ニーズ反映機関とその役割を徐々に拡大し、選挙はその国会の役割を支えるために戦略的に活用されてきたのである。

#### おわりに

ラオス人民革命党は、国家と社会への強固な管理体制を整備してきた一方で、特に2000年代以降、国会と選挙を通じて国民の政治参加を拡大し、国民の声を国会に反映させることで体制への支持獲得を図ってきた。ラオスは一党独裁体制であるため野党が存在せず、複数政党制による競争的選挙もないが、他の権威主義体制と

同様に党が国会や選挙を体制維持の一手段として活用しているのである。しかし、国会や選挙の活用方法や機能には違いがみられる。

もっとも大きな違いは、国会や選挙が体制維持の中心手段となっていないことである。ラオスは一党独裁体制であるため、党や国家幹部の権力基盤は人民革命党体制にあり、体制に留まることでしか権力や利権にアクセスすることはできない。そのため Geddes [1999] が指摘するように、党や国家幹部が体制の維持に高い価値を見出すことは当然である。そして、体制から退出し新たなメカニズムを構築するには、多大なコストと犠牲を伴うことも国民の間に広く認識されている。つまり党にとっては、第Ⅱ節で示した国家と社会への管理メカニズムを維持すること、すなわち「外部統制・内部統制・人事権の独占」を維持することが体制の持続にとってもっとも重要となる。

それは党管理体制と折り合いがつかず、県議会設立案が頓挫したことからも裏付けられる。あくまで党は限られたエリートにより国家と社会を指導・管理する機関であり、今のところ国民の政治参加が許される場ではないのである。そこで考えられたのが国会と選挙を通じた政治参加の拡大であり、国会への政策ニーズの反映である。国会や選挙は党支配にとっては2次的な意味しかもたないため、体制の根幹に影響を及ぼすことはない。仮に国会や議員が党の意図しない力をもち始めたとしても、党は選挙を通じてまた直接国会を管理することで対応できる。したがって、党支配体制の根幹を維持したまま、国民の政治参加を拡大できるのが国会と選挙なのである。

第2の違いは機能である。これまでの先行研

(%)

表9 第3~7期までの役職別の候補者割合と選挙結果

										(0/)
	第	3 期	第4	崩	第 5	崩	第6	崩	第7	崩
	候補者	結果	候補者	結果	候補者	結果	候補者	結果	候補者	結果
中央指導部										
政治局	9.0	1.2	1.9	3.0	1.2	1.8	2.3	3.5	0.5	0.8
党中央執行委員	4.5	8.2	7.5	12.1	5.4	8.3	5.7	8.7	4.2	5.3
首相	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
副首相	0.0	0.0	9.0	1.0	9.0	6.0	1:1	1.7	0.0	0.0
大田	2.6	4.7	1.3	4.0	2.4	3.7	1.1	1.7	1.6	2.3
副大臣	2.6	4.7	3.1	4.0	1.2	1.8	4.0	4.4	3.2	3.0
首相府大臣/補佐官ョ・野指道勢	0.0	0.0	0.0	0.0	1.8	2.8	1.1	1.7	1.1	1.5
<ul><li>不 如相等時 見受書記/知事/副書記/副知事</li></ul>	rc.	9.4	4.4	6.1	7.2	10.1	8.6	13.0	1.6	7.
	12.3	18.8	10.1	15.2	15.7	22.0	14.3	20.0	9.5	12.1
<b>県党執行委員</b> 『二二二	21.4	22.4	20.1	22.2	13.9	11.0	18.9	20.9	16.3	18.2
	2.6	2.4	9.0	1.0	3.0	1.8	1:1	1.7	1.6	8.0
郡党書記/郡長/副書記/副郡長 報光院改委員	14.9	12.9	8.1	4.0	4.8	1.8	0.6	0.0	5.8	4.6
却况语殇汝其洪帝聱行术申	1.3	7.7	0.0	0:0	2.1 2.0	0.9 8 L	⊒ ;;	0.0 0.0	1.0 1.1	0.0 5
が表現である。	3	2.5	2.0	2:0	1	O. I	7:1	2.0	:	J.:
党・国家検査委員会	5.2	5.9	5.6	5.1	6.0	8.3	3.4	3.5	2.6	3.0
党組織/宣伝·訓練委員会/政治行政学院	7.1	7.1	8.8	10.1	4.2	4.6	8.6	9.6	5.3	6.4
国会/地方国会事務所	5.2	8.2	14.4	20.1	16.3	22.0	13.1	16.5	17.9	20.5
建設戦線・大衆組織	27.3	18.8	17.5	18.2	19.9	18.4	22.3	20.9	21.6	20.5
単/治安維持やの他部門	7.1	10.6	10.6	13.1	10.2	9.1	9.1	7.8	9.5	11.4
村党書記/村長	0.0	0.0	9.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
司法/裁判所/検察院	9.0	1.2	1.3	1.0	1.8	2.8	5.1	5.2	2.8	3.8
国家社会科学アカデミー	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	8.0
社会セクター	14.3	16.5	15.1	12.1	12.7	11.0	12.6	11.3	10.5	8.3
経済セクター	6.5	4.7	9.4	8.1	9.9	5.2	12.0	9.6	12.1	12.1
外務	9.0	1.2	9.0	1.0	9.0	6.0	0.0	0.0	1.1	8.0
国有企業	2.6	1.2	1.9	1.0	3.0	6.0	2.9	6.0	1.6	2.3
ビジネスマン	9.0	1.2	1.3	0.0	9.0	6.0	1.1	1.7	2.6	2.3
その街	1.9	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.8

(出所) Pasaason [1992年11月14日~12月8日;1993年1月1日;1997年11月17~28日,12月30日;2002年1月29日~2月1日,3月13日;2006年4月3~10日,5月10日;2011年4月1~18日,5月10日] を基に筆者作成。

究では、選挙と議会は政治ポストやレントの配 分手段として設計され、それを通じて党内の凝 集性を高め、明示的/潜在的な反対勢力の一部 を取り込むことで脅威を軽減し、また国民の支 持を獲得するとされてきた。

一方ラオスでは、選挙や議会がそのような機能を果たしていない。多くの国会議員は党や国家機関に本務をもつ非専従議員であり、議員になることで特別な利益や権力にアクセスできるわけではない。わずかな専従議員を除き、国会議員はいまだに名誉職という位置づけである。権力にアクセスし利益を得るにはあくまで党内で昇進するしかない。国民にとっても同様であり、選挙への参加が特に利益へのアクセスにつながるわけではない。また、明示的/潜在的反体制派が存在しないため、ガンディーのいう政策的譲歩を通じた「取り込み」もみられない。

ラオスの国会は1975年の発足から国民統合機関としての役割を担ってきた。第3期以降のすべての選挙における候補者の基本構成をみれば、今でも国会があらゆる分野を代表し国民統合という役割を担っていることがわかる。そして党は、倍率を低くし大選挙区完全連記制を採用することで、結果も「ほぼ」意図通りにしてきた。

一方党は、基本的構成は維持しつつも、その時々の政策を反映させるため候補者の構成を選挙ごとに一部変化させている。特に2000年代に入ると、経済・社会問題が拡大し国民の不満が高まったため、ホットラインを設置し政治参加の拡大を図り、地方や国民の意見が国会に反映される仕組みを整えた。また、2010年からは議員や選挙区議員団の権限を強化し、議員団に地方議会の代替機能をもたせることで、これまで以上に末端の声を吸収する仕組みを構築した。

国民の代表としてまた地方の代表として,議員の二重の代表性を強化したのである。そしてその方針を確実に実施するために,第6期選挙では地方指導幹部を増やし,第7期選挙では地方国会事務所関係者や地方建設戦線からの候補者を増加させた。つまり党は,国会を必要な社会情報の獲得手段とともに,国民の支持調達機関として機能させ,それを補完するために選挙を戦略的に活用してきたのである。

実際に2005年以降,国会では議員が国民の声を背景に政府に対して積極的に質問を行い,地方のさまざまな問題を提起するようになった。また地方での議員活動も活発化し,国民の陳情に積極的に対応するようになっている。国民の声を吸収し,解決が図られ,国民にフィードバックされるならば,少なくとも国民の消極的支持は獲得できるだろう。

だからといって、国会と選挙を通じた国民の支持調達が、体制の持続を保証するわけではない。経済開発が進むにつれ、経済格差や土地問題等はますます拡大している。2012年9月には、首都ヴィエンチャンのタラートサオ・ショッピングモールで、立ち退き条件に不満を示した商人達が集会を開催し行政に対して不満をぶつけた[Ponnudurai 2012]。このような直接行動はラオスでは稀である。だからこそ国会と選挙を通じて政治参加を拡大し、国民の意見を吸収しているのだろう。しかし「ガス抜き」だけが続き実質的な問題解決ができなければ、逆に体制への信頼を低下させる可能性がある。

体制を持続させるには、イデオロギー、党に よる国家や社会管理、経済発展、暴力等さまざ まな手段がある。当然のことながら、支配政党 はそれらを複合的に組み合わせて活用し体制の 持続を図っていく。問題や状況によっては暴力が前面に出る場合もあれば、経済発展やイデオロギーが強調される場合もある。現在の人民革命党は、国民の政治参加を拡大し地方の意見を反映させる必要から、国会と選挙をその一手段として活用している。その機能は先行研究が示してきた知見とは異なっているが、明示的/潜在的脅威がほとんどないラオスのような一党独裁体制であっても、「名目的」民主制度が体制の持続にとって重要な役割を果たしていることには違いないのである。

(注1) 近年の権威主義体制研究の動向については中村 [2011], Art [2012], Morse [2012]を参照されたい。

(注 2) しかし、必ずしも体制の存続に寄与するばかりではなく、時には体制崩壊につながりかねない危険性を孕んでいる [Morse 2012, 162]。

(注3) 本稿では、これまでの権威主義体制研究の対象を拡大するという目的から、軍事独裁、ヘゲモニー政党体制、優位政党体制、個人独裁等と同様に、一党独裁体制も権威主義体制の下位分類に含め、独裁体制の総称として権威主義体制を使用する。

(注4) ラオス初の国会選挙は1989年3月に行われた第2期最高人民議会選挙であり、いわゆる制憲議会選挙である。1991年の憲法制定以降は以下のようにほぼ5年ごとに選挙が実施されている。第3期選挙(1992年)、第4期選挙(1997年)、第5期選挙(2002年)、第6期選挙(2006年)、第7期選挙(2011年)である。2006年の第6期選挙は、それまで開催時期が1年ずれていたラオス人民革命党大会と時期を合わせるために1年前倒しで実施された。

(注 5) スナイダーは選挙への過度の注目について警鐘を鳴らしている [Snyder 2006, 220]。

(注 6) たとえば中国については加茂 [2012], ベトナムについては Malesky and Schuler [2010], ラオスについては山田 [2011c] 等がある。 (注7)「競争的権威主義」は、「公式の民主的制度が存在し権力獲得の主要な手段として認識される一方、現職が著しく優位に立てる文民体制」と定義されている [Levitsky and Way 2010, 5]。しかしレヴィツキーとウェイは、彼らが言う「競争的権威主義」はより限定的でありヘゲモニー体制は含まず、反対勢力が民主制度を活用し権力獲得のために真に争うことができる体制に限るとしている [Levitsky and Way 2010, 15-16]。

(注8) ダイアモンドは民主的要素と権威主義的要素を併せもつ曖昧な体制を「ハイブリッド体制」(hybrid regime) としている [Diamond 2002, 23]。

(注9) これは Levitsky and Way [2002] の議論に依拠している。Levitsky and Way [2002,54] は「競争的権威主義」の持続において重要な4つのアリーナ(選挙,議会,司法,メディア)を掲げ,なかでも選挙がもっとも重要だと指摘している。つまりダイアモンドは,「政治的に閉ざされた体制」においても選挙以外の3つのアリーナで「競争」が生まれる可能性を示しているのである。

(注10) 属性とは、議員が中央候補か地方候補か、専従か非専従か、選挙区での競争の度合いが高いか低いか、党員か非党員か等を意味する。

(注11) たとえばオブライエンは、中国の人民 代表大会代表が党や政府の「代理人」であると ともに、必要な社会情報を提供する「諫言者」 (remonstrator) として機能していると指摘してい る [O'Brien 1994; 加茂 2012, 30]。

(注12) 本稿で参照する党規約は2011年3月の 第9回党大会で改正された第9期党規約である。

(注13) ここでいう党 = 国家体制とは塩川 [1993,34] の定義に従い、「単一支配政党が重要 諸政策を排他的に決定し、その政策が国家機関 にとって直ちに無条件に義務的となり、かつ党 組織と国家機関が機能的にも実体的にもかなり の程度オーヴァーラップしている」関係を指す。

(注14) 党中央執行委員会と政治局の権限については、それぞれ党規約第15条と第17条を参照されたい [Kot labiap khoong phak pasaason pativat

lao samay thii IX 2011, 37-39, 40-46] o

(注15) 地方党執行委員会の任務や権限等については、党規約第21条を参照されたい [Kot labiap khoong phak pasaason pativat lao samay thii IX 2001, 48-53]。

(注16) 党規約第22条は,常務委員会の人数は 党執行委員会の3分の1を超えないとしている [Kot labiap khoong phak pasaason pativat lao samay thii IX 2011, 53-54]。

(注17) 地方行政制度改革の理由については山田 [2011a] に詳しい。

(注18) ただし、すべての部局に設置されているわけではなく、他部局と合同で設置されている機関もある。

(注19) 閣僚は首相,副首相兼外務大臣,副首相兼国防大臣,副首相(経済担当),副首相(文化・社会担当),教育・スポーツ大臣,公安大臣,労働・社会福祉大臣,司法大臣,エネルギー・鉱業大臣,政府官房大臣(政府報道官),農林大臣,政府官房大臣(官房長官),工業・商業大臣,公共事業・運輸大臣,計画・投資大臣,財政大臣,情報・文化・観光大臣,保健大臣の19人,県知事はサワンナケート県知事を除く16人である。

(注20) ただし、必ずしも同一人物が 2 つの役職を兼任するわけではなく、稀に 2 人体制を採る場合がある。

(注21) 加入年齢は15歳から30歳までである [Koongpasum nyai phuu thaen sao num pasaason pativat lao thua patheet khang thii IV 2000, 56]。

(注22) これまで民主化や多党制に関連した事件は、本文で示した民主化デモを除き以下のものがある。1990年10月、憲法草案への意見聴取の際、多党制を呼びかけた3人の幹部が逮捕された。そのうち2人は副大臣であった[Stuart-Fox 1996, 191]。2012年5月にはカムプーイ党中央執行委員が複数政党制導入を提案し、党中央委員から降格する処分を受けた。

(注23) 議会の会期日数は『東南アジア要覧』 各年版による。

(注24) 2012年8月8日, 国会組織・職員局副

局長への筆者による聞き取り。

(注25) 7 つとは、労働法、家族法、国籍法、保険法、企業会計法、契約外の義務に関する法、民事訴訟法である [FBIS 1990, 46]。

(注26) 会期日数は『東南アジア月報』各月版, 『アジア動向年報』各年版,党機関紙 Pasaason を基にしている。

(注27) 鈴木は、通貨下落は経済危機の影響もあるが、マネーサプライの増加も要因だと指摘している。マネーサプライの増加率は1997年66パーセント、1998年113パーセント、1999年は78パーセントであった「鈴木 2002、263」。

(注28) 党や政府は公式文書で国民(saat)を 指す際に人民(pasaason)を使用することが一般 的であり、2つの言葉は代替可能である。本稿 では党や政府の文書に依拠したときは「人民」 を使用し、それ以外は他国でも一般的に使用さ れる「国民」としている。

(注29) 会期日数は『アジア動向年報』各年版, 党機関紙 Pasaason を基にしている。

(注30) 提案はヴィエンチャン県選出議員ヴィセート・サヴェンスクサー等複数の議員によって行われ、なかには各選挙区に意見箱を設置する案もあった「Vientiane Times October 22, 2004」。

(注31) 2012年8月8日, 国会組織・職員局副 局長への筆者による聞き取り。

(注32) 具体的には、県民の直接選挙で選出された県議会議長、中央任命の県党書記、県知事3者の関係が問題となった。2009年6月30日付の党中央執行委員会事務局通達第279号にて、県議会設立は研究継続案件となっている[Phak pasaason pativat lao hoong vaakaan suunkaang phak 2009]。

(注33) 聞き取りは、2013年8月27日に第1選挙区首都ヴィエンチャン国会事務所副所長、2012年8月6日に第6選挙区ルアンパバーン県国会事務所常任議員、2013年9月3日に第11選挙区ボリカムサイ県国会事務所常任議員、2013年9月2日に第12選挙区カムアン県国会事務所常任議員に行った。

(注34) 国会分科委員会には, 国防・安全保障

委員会,文化・社会委員会,法務委員会,経済・計画・財政委員会,諸民族委員会,外務委員会がある [Saphaa haeng saat 2011a, 32]。

(注35) 実際は投票用紙に記された候補者氏名のなかから、選出しない候補者の氏名に線を引いて投票する。つまり首都ヴィエンチャンでは選出しない6人の氏名に線を引く。

(注36) 第3期では、第1選挙区ヴィエンチャン特別市(現在は首都ヴィエンチャンに改称)候補者番号7番タイ候補、第10選挙区ヴィエンチャン県候補者番号11番ソムマニー候補、第12選挙区カムアン県候補者番号1番ヌーパート候補、第15選挙区チャンパーサック県候補者番号8番シースック候補である [Pasaason 1992年11月14日~12月8日]。第4期では第6選挙区ルアンパバーン県候補者番号12番ブンペン候補、第10選挙区ヴィエンチャン県候補者番号10番ルンカム候補、第15選挙区チャンパーサック県候補者番号9番ウドーン候補、候補者番号14番ブンワン候補である [Pasaason 1997年10月23~28日]。

(注37) 候補者選定過程は、2008年12月11日に行ったサワンナケート県国会事務所での聞き取り、2008年12月15日に行った国会事務局と国会法務委員会での聞き取り、2012年8月6日に行ったルアンパバーン県国会事務所での聞き取り調査に基づく。なお本文中で使用している「集中型」「民主主義型」「独立型」というタームは、国会法務委員会副委員長が筆者の質問に答えた際に使用したものである。

(注38) 第1選挙区首都ヴィエンチャンのシーサリオ候補者と第13選挙区サワンナケート県のソンバンディット候補者である。

(注39) 記事に言及はないが、役職から考えて 県党執行委員も参加していると考えられる。

(注40) 第3期の結果は Pasaason 1993年1月1日, 第4期は同紙1997年12月30日, 1998年1月30日, 第5期は同紙2002年3月29日, 第6期は同紙2006年5月10日, 5月12日, Vientiane Times May 12, 2006, 第7期は Pasaason 2011年5月10日を参照。

(注41) 党による地方管理体制の確立過程につ

いては山田「2011b]を参照のこと。

(注42) 具体的にはカムプーイ副首相,ソムポーン国家計画委員会副委員長,サイソムポーン財政大臣,トーンルーン労働・社会福祉大臣,パニー・ラオス銀行総裁,ブンティアム首相府副大臣兼投資管理・対外経済協力委員会委員である「Pasaason 1997年10月23日~11月28日」。

(注43) 3人とは第1選挙区首都ヴィエンチャンのソムワンディー首都党副書記・副知事,第5選挙区ボケオ県のウィサイコーン県党副書記,第7選挙区サイニャブリー県のカムスック県党副書記である「Pasaason 2011年4月1,4,6日]。

(注44) ドゥワンディーは新聞社とのインタビューにおいて「大衆組織」と言っているが、ラオスでは一般的に「大衆組織」という場合には建設戦線も含まれる。また候補者の分野別割合からみても、この場合の「大衆組織」は建設戦線を指すと理解できる。

#### 文献リスト

〈日本語文献〉

加茂具樹 2012.「中国共産党のさらなる変身」『東 亜』No.542 26-35.

ケオラ・スックニラン 2012.「第7次経済・社会開発5カ年計画(2011~2015年)――資源・エネルギー部門に大きく依存した経済開発――」山田紀彦編『ラオス人民革命党第9回大会と今後の発展戦略』アジア経済研究所.

塩川伸明 1993.『終焉の中のソ連史』朝日新聞社. 鈴木基義 2002.「ラオス――新経済体制下の模索 ――」末廣昭編『東南アジア史 9 「開発」の 時代と「模索」の時代』岩波書店.

中村正志 2011. 「権威主義体制はなぜ続くのか」 『ア ジ研ワールド・トレンド』 17 (7)8-11.

山田紀彦 2002.「ラオス人民革命党第7回大会―― 残された課題――」石田暁恵編『2001年党大 会後のヴィエトナム・ラオス――新たな課題 への挑戦――』アジア経済研究所.

- 紀彦編『ラオスにおける国民国家建設——理想と現実——』アジア経済研究所.
- ----- 2011c. 「ラオス----成熟する人民革命党支 配----」清水一史・田村慶子・横山豪志編著 『東南アジア現代政治入門』ミネルヴァ書房.
- 渡辺剛 1995.「レーニスト体制と疑似レーニスト体制の比較政治――中国本土と台湾における党政関係を中心として――」『筑波法制』18(2)229-251.

#### 〈英語文献〉

- Art, David 2012. "What Do We Know About Authoritarianism after Ten Years?" *Comparative Politics* 44 (3): 351-373.
- Boix, Carles and Milan Svolik 2007. "Non-tyrannical Autocracies." (未公刊文書).
- Diamond, Larry 2002. "Thinking about Hybrid Regimes." *Journal of Democracy* 13 (2): 21-35.
- Ezrow, Natasha and Erica Frantz 2011. Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and their Leaders. New York: Continuum.
- FBIS (Foreign Broadcast Information Service) 1990. "Daily Report East Asia." November 27.
- Gandhi, Jennifer 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Gandhi, Jennifer and Adam Przeworski 2007. "Authoritarian Institutions and the Survival of Autocrats." *Comparative Political Studies* 40 (11): 1279-1301.
- Geddes, Barbara 1999. "What Do We Know about Democratization after Twenty Years?" *Annual Review of Political Science* 2: 115-144.
- Levitsky, Steven and Lucan Way 2002. "The Rise of Competitive Authoritarianism." *Journal of Democracy* 13 (2): 51-65.
- ——— 2010. Competitive Authoritarianism: Hybrid

- Regimes after the Cold War. Cambridge: Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz 2006. Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico. Cambridge: Cambridge University Press.
- Malesky, Edmund and Paul Schuler 2010. "Nodding or Needling: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament." *American Political Science Review* 104 (3): 482-502.
- Morse, L. Yonatan 2012. "The Era of Electoral Authoritarianism." *World Politics* 64 (1): 161-198.
- National Assembly of the Lao PDR and UNDP 2000.

  The National Assembly of the Lao People's 
  Democratic Republic Directory. Vientiane:

  National Assembly of the Lao PDR and UNDP.
- O'Brien, J. Kevin 1994. "Agents and Remonstrators: Role Accumulation by Chinese People's Congress Deputies." *The China Quarterly* 138: 359-380.
- Schedler, Andreas 2006. "The Logic of Electoral Authoritarianism." in *Electoral Authoritarianism:*The Dynamics of Unfree Competition. ed. Andreas Schedler, Boulder: Lynne Rinner Publishers.
- Snyder, Richard 2006. "Beyond Electoral Authoritarianism: The Spectrum of Nondemocratic Regimes." in *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. ed. Andreas Schedler, Boulder: Lynne Rinner Publishers.
- Stuart-Fox, Martin 1996. Buddhist Kingdom Marxist State: The Making of Modern Laos. Bangkok: White Lotus.

## 〈ラオス語文献〉

- Eekasaan koongpasum phuuthaen pasaason thua patheet [全国人民代表者大会文書]1976.
- Eekasaan koongpasum nyai khang thii VI khoong phak pasaason pativat lao [ラオス人民革命党第6回党 大会文書]1996.
- Eekasaan koongpasum nyai khang thii VII khoong phak pasaason pativat lao [ラオス人民革命党第7回党 大会文書]2001.
- Eekasaan koongpasum nyai khang thii IX phak pasaason

pativat lao [ラオス人民革命党第 9 回党大会文 書]2011.

Kaysone Phomvihane 1991. "Laaygaan kaan mueang khoong khana boolihaangaan suunkaang phak too koongpasum nyai khang thii V khoong phak pasaason pativat lao saneu dooy sahaay kaysoon phomvihaan leekhaa thikaan nyai khana boolihaangaan suunkaang phak" [ラオス人民革命党書記長カイソーン・ポムヴィハーン同志による第5回党大会への党中総執行委員会政治報告]. Alunami, sabap phiseet 1991 [『アルンマイ』1991年第5回党大会特別号]11-54.

Khana kammakaan lueaktang ladap saat [国家選挙委員会]2011a. "Kham naenam kiawkap kaan kakiam khoongpakoop bukkhalakoon khoong saphaa haeng saat sut thii VII, leek thii 10" [第7期国会の人員構成準備に関する国家選挙委員会指導書第10号].

Koongpasum nyai phuu thaen sao num pasaason pativat lao thua patheet khang thii IV [ラオス人民革命青年団第6回全国代表者大会]2000.

Kot labiap khoong phak pasaason pativat lao samay thii IX [ラオス人民革命党第 9 期規約]2011.

Mati koongpasum khop khana khoong khana boolihaangaan suunkaang phak khang thii 6 (samay thii VI) [第 6 期党中央執行委員会第6回 総会決議] 1998.

Naanyok latthamontii [首相] 2012. "Dam lat vaa duay kaan patibat nanyobaai geun deuan lae geun utnuun too bang tamnaeg khoong samaasik saphaa haeng saat leek thii 155" [国会議員の役職者に対する月給と手当に関する政策執行についての首相令第155号].

Phak pasaason pativat lao hoong vaakaan suunkaang phak [ラオス人民革命党中央事務局] 2009.

"Chaeng kaan leek thii 279 [通達第279号]".

Pathaan patheet [国家主席] 2010. "Latthadamlat khoong pathaan patheet vaa duay kaan pakaat lai suu khoong khana kammakaan lueaktang ladap saat phuea hapsai hai kee kaan lueaktang samaasik saphaa haeng saat sut thii VII, leek thii 296" [第7期国会議員選挙に従事する国家選挙委員会名簿公示についての国家主席令第296号].

Saphaa haneg saat [国民議会] 2003. Latthathamanuun haeng saathaalanalat pasaathipatai pasaason lao [ラオス人民民主共和国憲法].

—— 2007. Kot maai vaa duay saphaa haeng saat [国 民議会法].

——— 2011a. Kot maai vaa duay saphaa haeng saat [国民議会法].

—— 2011b. Kot maai vaa duay kaan leuaktang samaasik saphaa haeng saat 2011 [国民議会選挙法].

Saphaa pasaason suunsut [最高人民議会] 1991. Latthathamanuun haeng saathaalanalat pasaathipatai pasaason lao [ラオス人民民主共和国憲法].

〈報告書・年報〉

『アジア動向年報』各年版. 『東南アジア要覧』各年版. 『東南アジア月報』各月版.

〈新聞〉

KPL.

Pasaason.

Phouthen Pasaxon.

Vientiane Times.

〈インターネット〉

Ponnudurai, Parameswaran 2012. "Rare Protests in Laos" Radio Free Asia(http://www.rfa.org/english/news/laos/protests-09212012174207.html 2013年2月12日アクセス).

[付記] 本稿執筆にあたり、匿名査読者2名から大

変適切かつ有意義なコメントをいただき、改善に 努めることができた。現地調査に協力していただ いた関係者、本誌編集担当者にも記して謝意を表 したい。

(アジア経済研究所地域研究センター,2013年3月29日受領,2013年8月6日レフェリーの審査を経て掲載決定)